

平成25年12月11日（水曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番			

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	中 村 桂 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	橋 本 芳 朗 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	桐 山 浩 治 君
生涯学習課長	竹 中 敏 明 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	喜 多 村 裕 子		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

議長（栗田利朗君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第106条の規定により、1番 江上聖司君、2番 中村ひとみ君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

議長（栗田利朗君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

10番 広瀬文典君。

〔10番 広瀬文典君登壇〕

10番（広瀬文典君） 皆さん、おはようございます。

いよいよ雪の便りがあちこちから聞こえる時期になってまいりました。

12月4日から10日まで、昨日まで人権週間ということで、垂井町もフォーラムと行事が行われました。その間におきまして、政府では秘密保護法を通しました。私たち国民といいますか、それについて、今後深く注視をしていかなければならないかなというふうに思っております。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして質問を行います。

大きく3点について行います。

まず第1点目でございます。第30次地方制度調査会の答申についてということについてお伺いをいたします。

平成60年度には全国の人口は1億人を下回ると予測される本格的な人口減少社会の到来を受けまして、大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申というのが地方制度調査会から政府に対して行われました。

それによりますと、人々の暮らしを支え、経済を牽引していく核となる都市やその圏域を戦略的に形成し、その上で全国の基礎自治体が、そこに住む人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能に提供していく仕組みが必要であるという、そのような認識の上に立って、大都市制度等の見直しや地方圏や、さらに三大都市圏における基礎自治体間の連携や都道府県による補完等についての提言がなされました。

その中で、基礎自治体の行政サービス提供体制において、地方中枢拠点都市を中心とした連携、それ以外の定住自立圏施策の対象地域では、定住自立圏の取り組みを一層促進する。そのために、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化して、自主的な合併や市町村間の広域連携、また都道府県による補完など多様な手法の中から、各市町村が最も適したものをみずから選べるようにするというものであります。まず、これにつきまして、町長の所見

があれば、お伺いをいたします。

それから、2つ目でございますけれども、新年度についてでございます。

いよいよ新年度に向けての時期に入りますけれども、来年度は中川町政3期目の最終年度にもなります。また、垂井町が合併して、今の形になって60年の節目を迎え、町長にとりましても非常に意味のある年になるのではないのでしょうか。

ここで、中川町政が誕生して11年、この間の主なものを振り返ってみたいと思いますが、まず全国的に巻き起こりました、いわゆる平成の大合併で垂井町は単独自立の道を選択いたしました。そして、行財政改革にも取り組みました。

また、生活に欠かせない水の安定供給のための水道事業の第6次拡張事業が完了いたしました。

また、まちづくり基本条例も制定し、そして各地区の協議会も発足しております。

また、自主防災組織の体制整備も進んでおります。

そしてまた、小・中学校の耐震化も完了いたしました。

ごみ減量化に取り組むエコドーム等も完成いたしました。

また、公共下水道事業は、将来の課題はあるものの、確実に進捗いたしている状況でございます。

道路関係では、これは国道、県道、町道にまがりますが、御所野交差点の改良が終わりました。そして、町道の新設等におきましては、新設、改良ですね。道路整備につきましては、小刻みではありますが取り組みが進行しております。

さらに、47年ぶりの国体が開催もされました。

また、子育て支援の充実を目指して、幼保一元化の事業開始をしまして、そして東子ども園が開園いたし、現在は次の垂井に向けて進行中であります。ただし、この件につきましては、その先の地区を超えた統廃合等につきましては、まだまだ大きな課題、問題が残っている状況であります。

企業誘致もようやく動きかけましたが、まだまだ多くの課題が残っております。

そして、莫大な経費をかけました温泉につきましても、施設や、また温泉水の有効利用も含めて根本的な解決には至っておりません。

学校を除く多くの公共施設の老朽化がまだまだ大きな問題であります。特に庁舎については、何も示しがございません。

クリーンセンターにおいては、根本的な解決を大幅に先送りというような状況ではないでしょうか。

長年の課題である国道21号線渋滞緩和に向けた動きもなかなか感じ取れない状況であります。

また、JR東海道線の乗り継ぎ、便宜性の問題も進展はしていないように思います。

一方、財政面では、各種指数、指標から見れば、特に大きな問題もないと思われ、おおむね良好ではないかなというふうに思っております。あえて申せば、一般会計におきます地方債の

残高が大きく減少しており、借金が少なくなったということから見ればよいことかもしれませんが、将来負担率の観点からすれば、これが問題ないわけではありません。この先、財政需要や、そういったものを鑑みた場合、大変厳しいものがあると思います。

それから、組織管理面では、最近の監査報告等を見てみますと、金銭管理や帳簿管理、あるいは証書、備品等の管理において指摘が目立ちます。また、さきの件もあり、いささか脇が甘くなっているのではないのでしょうか。

このようにハード面、あるいはソフト面、それぞれの取り組みがなされてきましたが、道半ばのものや、始まったばかりのもの、またなし遂げたといえますか、完成しましたが、その成果、評価についてはさまざまなものがあると思います。

この11年間、一般会計、そして特別会計合わせて、中川町政11年間で予算ベースで見ますと約1,700億円を超える経費をかけております。そして、まちづくりを進めてまいりましたが、果たして町民の皆さん方の暮らしがよくなったのか、実感として感じ取られているのか。もちろんこういったことは、そのときの経済情勢、あるいは景気動向によって左右される面も多くあるとは思いますが、以上のようなことを踏まえまして、町長としては、これまでの御自身の行政についてどのように評価されているのか、まずお伺いをいたします。

次に、新年度に向けて予算編成の本格的な時期がやってまいりました。消費税の増税等は決まりましたが、国の地方配分等、そういったものがまだ定かでない中、また県も同様の中で、見えにくいことも多々あるかと思しますので、基本的なことについてお尋ねをいたします。

新年度の予算編成について、町長の基本方針は何でありますか。

重点施策、あるいは優先すべき課題は何でありますか。

また、新規施策はありますか。一方で、見直しする事業はありますか。

財政面では、新年度の税収見通しはどうでしょうか。そして、本年度の見込みについて、これもお尋ねいたしておきます。

また、行財政改革の推進計画を立てているということをお伺いしましたが、その後、どのようになっておりますか、御説明をお願いできたらというふうに思います。

表現がきついかもしれませんが、決して中川町長におきましては今までの惰性で走ってほしくはありません。今こそ町長としての真のリーダーシップを発揮すべきときであると願い、その決意もお伺いして、次の質問に入ります。

カルガリー親善訪問についてであります。

ふるさと創生資金をもとに始まった中学校生徒のカルガリー交流事業も23回を重ねてまいりました。これまで約500人近い生徒が訪れているというふうに聞いております。先般、歴代町長として初めて訪問し、また教育長、そして議員有志も同行して、カルガリー市のカトリック教育委員会を親善訪問いたしました。寒い時期に入るにもかかわらず、大変温かい歓迎を受け、施設等も視察してまいりました。

それについての意義、あるいは成果、それから今後について、そういったことも含めまして、

町長、並びに教育長にお伺いをいたしまして、質問を終わります。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、広瀬議員からの御質問に対して答弁をさせていただきたいというふうに思います。

3点にわたって答弁をさせていただきますが、ちょっと長文になる、膨大になる部分もございますので、お許しいただきたいというふうに思います。

まず1点目の第30次地方制度調査会の答申についてでございます。

この6月に大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービスの提供体制に関する答申という形で、第30次地方制度調査会の審議結果が報告されました。この答申に至る経過、考え方の前提として、これからの少子・高齢社会がもたらす社会情勢の変化を認識しておく必要があります。すなわち少子化と超高齢社会が進む中で人口動態がすごい勢いで変わる世の中にあり、このことが私たちの生活に大きく影響を及ぼし、行政運営にもさまざまな課題が提示されてくることとなります。

人口の将来予測を見ますと、15歳から64歳までの生産年齢人口はこれから毎年1%ずつ減少を続け、約30年後の2040年には現在の3割が減少すると予測されております。また、先ほど平成60年というお話がございましたが、西暦でいいますと2048年になりますが、この年は日本の人口が1億を割り込む年と予測されております。40年後の2050年の人口はおよそ9,700万人程度で、現在の人口がおよそ1億2,700万人ほどでございますので、現在から比べると75%ほどの人口になってしまうと予測されております。当然に地方と都市部の差があるものの、日本全土の至るところで人口が減るという形になります。こういった人口減少が起きる中で、これからまちづくりをしていかなければならないということでもあります。

しかし、提供しなければならないサービスは高度化、あるいは多様化しています。ある程度の人口要件が整わないと広域的にサービスが提供できなくなります。もちろん小さくてもサービス提供はできますが、その分、割り増し料金を払わなければならない状況にもなってくるわけでありまして。

つまり、今後直面する課題として、超高齢化社会が進む中で提供すべきサービスの高度化、多様化が進み、その一方で人口が減り、高齢者がふえるため、納税者は少なくなる。ある程度税率を上げて税収を確保する必要も出てくるかもしれませんし、当然により効率的なサービスを提供していく必要もあります。こういった認識のもと、第30次の地方制度調査会の答申はまとめられております。

この中で、私たち地方の市町村が関係してくるのが、議員のお話にもありました基礎自治体のサービスがどうなるかということでもあります。

今、述べましたように超高齢化社会が進む中で、今度どのようなサービス提供形態を構築するかということでもあります。市町村合併もこの解決の一つの方法ではありますが、平成の大合併

など、今までのいろいろな経緯を考察すると、今後大きく市町村合併が進むということは現実的な判断ではないというのが今回の答申の見方のようにあります。つまり少子化、高齢化と高度化、多様化する行政サービスに対応する形をつくることを考えたとき、合併や一部事務組合ではうまくいかないのも、もっと柔軟な形で連携していただきたいということになるかというふうに思います。

この一つの取り組みの形として、定住自立圏構想があります。この定住自立圏構想の基本的な考え方は、中心市と周辺市町村が相互に役割を分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成することにあります。大垣市も定住自立圏の中心市の構成要件を備えておりますが、まだ取り組んでおりません。

定住自立圏構想は、現在、中心市宣言をしているところが全国に85ございます。岐阜県では美濃加茂市とその周辺市町村で取り組みがなされております。

圏域の考え方としては、一つの圏域はつくりますが、圏域全体で合意するのではなく、あくまでも中心市と個別の市町村が必要な業務に限ってそれぞれ1対1で協定を結ぶという形でサービス連携をすることになります。それぞれの市町の主権は残したままで、事務作業は一緒にやるという形です。合意できることからやってもらう。しかも、自主的にやる。それがこの構想の形になっております。

また、現在では都道府県によるサービスをどうしていくかも検討が進められているところであります。

町といたしましては、今までもこの西濃圏域の市町村とさまざまな形で連携はとってきているところでありますが、定住自立圏構想について言えば、相手があることでもありますし、どの分野で連携していくかなど検討をしていく余地は多分にあるものと思っております。しかし、こういった自立圏構想を排除するものではなく、町民がさらに安心して生活が送れるよう、不断の努力をしてまいりたいと思っております。

最近、西濃2市9町の首長が集まり意見交換をする場もふえてまいりました。また、西濃の町村会においても各町の担当者によるそれぞれの部門による会合が開かれるなど、行政間の連携をとる動きが強くなってきているように感じております。今後ともこういった関係をさらに強めていき、より住民に安全な、安心なサービスを提供していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に2番目の、新年度の中のこれまでの行政運営に対する自己評価ということについてお話をさせていただきたいと思っております。

議員発言のこれまでの町政の振り返り、まことにありがとうございました。細部にわたっては、いや、実はここはこうなんだと言いたくなる場所もございまして、お褒めの部分と、まだまだの部分もありまして、私自身感ずるところも、議員の発言のとおりなし遂げたものもあれば、道半ばのもの、あるいは始まったばかりのものがある状態であるというふうに感じております。

私なりにこれまでを振り返ってみますと、私の町政運営の立ち位置に大きな影響を与えるきっかけになったものは、やはり平成の合併論議でありました。さまざまな論議、意見集約の結果、単独町政を選択した垂井町にとって、これからの町政運営において限られた財源で、多様化、高度化する住民ニーズにどう対応していくのか、これが大きな課題となりました。これを解決する一つの方策として、第5次総合計画にもうたい込みました協働の推進に力を注いでまいりました。これはもちろんソフト面での施策推進であり、なかなか目に見える形であらわしにくいものではありますが、この意識改革に当たっては、まちづくり基本条例の制定により、そのよりどころを明確にできたと思っております。

また、協働で事に当たるとい意識改革は、先ほど30次地方制度調査会の中でもありましたこれからの社会情勢、少子化、人口減少社会や超高齢社会の対応にも大きな力となり得るものであるというふうに認識をしております。

ハード面での施策展開については、御所野交差点改良や梅谷トンネルの開通、東子ども園の開園、エコパークの開設などありますが、私の周りにも功績を形に残るもの、いわゆる箱物が余りないという方がおられます。実際にそうかもしれません。しかし、これにはやはり時代の背景というものがあると思います。合併しないことによる単独町政の運営、単独財源を確保するということ。また、時の小泉政権の行革による効率性の追求、その後の自民政権の不安定政権から民主党政権誕生による公共事業の縮減など、箱物追求がなかなか厳しい状況にあった時代だったというふうに認識をしております。

また、本垂井町においても、新しい箱物をつくるより、現状にある施設の更新をどのように行っていくかということが現状においてはより大きな行政課題であるというふうに認識をしております。

また、この箱物について言えば、県においてもこの事例をかいま見ることができると思います。梶原県政時代には飛騨地方を中心に、大垣ソフトピアもそうありますが、実に多くの箱物をつくられました。それによってかよらずか、県は起債制限団体に落ち込み、古田県政においてアクションプランを実施することにより、市町村にも痛みを共有させ、何とか危機を脱したところでもあります。

箱物は確かに目につきますが、そのタイミング、運用を誤ると、後のツケは恐ろしいものになります。今後も適切に財政規律を考慮しながら、めり張りのある町政運営を心がけたいと思っております。

また、先ほど11年間で1,700億円の経費との発言がございましたが、これはまさに毎年毎年の積み重ねであり、行政の施策の実施に当たって、一度に何百億円という事業展開は当町においては不可能であると認識しております。その意味では、行政施策の推進に一発花火はないものと思っております。

花だけを見て、美しいと思うのではなく、その花を支える幹、根っこがいかにしっかりしているかが大切であります。まさに各種事業のベースを支えるのが行政の大きな役割であると思

います。

垂井町は、合併問題の大きな荒波を乗り越えて、協働という大きな花を咲かせるための次のステージに向かっていると思います。まだ道半ばの中にあって、リーダーシップをしっかりと発揮し、またこれを支えるフォロワーシップの健全な育成にも思いをはせながら、これからも頑張りたいと思っております。議会を初め、住民の皆様のさらなる御支援をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

さて、次の新年度の予算編成、あるいは重点施策事業の見直しというようなことについてでございますが、まさにこれから予算編成作業に入るところでございますので、概略の説明になることをお許しいただきたいというふうに思います。

まず、予算編成についての基本方針であります。予算編成につきましては、安心して安全な住民生活の維持と向上に資するサービスを提供し続けるといった基礎自治体の使命を十分認識し、加えて行政評価、いわゆるPDCAサイクルの手法を取り入れることにより、これをしっかりと運営していくということを伝えております。さらに、住民との協働を強く意識しながら、時代の変化を感じて、考えて行動できるよう、新たな着眼、柔軟な発想により事業の検討を行うことを基本としております。

また、今必要なサービスの提供と、将来の町の発展に向けた財政の健全性の確保を念頭に、単年度ではなく、将来を見据えた要求に取り組むよう、職員には指示をしたところでございます。

重点施策、優先すべき政策につきましては、これは町の上位計画であります第5次総合計画は、将来にわたって町を発展させるため、重点的に取り組むまちづくりの方向性を明らかにしたものであり、基本構想、基本計画、実施計画で構成されておる。その中の実施計画は個別事業を示しており、予算編成の指針となっております。この実施計画をもとに、PDCAサイクルの手法を用いた事業評価を行い、主要事業のヒアリングを行いながら、主要施策を決定してまいりたいと思っております。

中でも、今までもお話をしました少子・高齢社会に対する対策は最重点課題と捉えておるところでございます。この対策として、幼保一元化や福祉の充実などの子育て支援、災害や事故にしっかりと対応できる体制づくりとしての安全・安心の確保、高齢者がより豊かに生活できる支援としての生活の足の確保や生きがい対策としての高齢者対策などを主にしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

新規施策見直し事業につきましては、現在、担当所管より予算要求書の提出がなされているところで、さきの重点施策を念頭に置いて予算査定を行い、3月の定例会に上程させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

なお、来年度は、議員もお話がありましたように町政の60周年という節目に当たります。これを意識した予算組みの部分も出てくるものと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

税収の見通しと行財政改革につきましては、それぞれ担当課から説明をさせていただきたいと思えます。

最後に、カルガリーの親善訪問の意義、成果、今後の方向についてお話をさせていただきたいと思えます。

去る10月20日から26日にかけて、議員有志の呼びかけにより、教育長とともにカルガリー市訪問を果たすことができました。2年ほど前からこの計画を主導的に進められておりました衣斐弘修議員が8月31日、突然逝去されるという悲しい出来事がありました。広瀬議員がその遺志を引き継ぐ形で、今回の親善訪問の取りまとめ役を務められ、無事にカルガリー訪問を終えることができました。とてもよい経験をさせていただいたことを感謝申し上げたいと思えます。

私がこの訪問に参加する意義の第1として思ったことは、大切な中学生たちを毎年派遣している現地の状況を自分の目で直接見て、そして感じることであります。平成3年から始まった中学生派遣事業もよりよい事業とするために、平成8年にカルガリー市カトリック教育委員会と正式な盟約を結び、これまで毎年中学生をカルガリー市に派遣し、またカルガリー市からはALT（英語指導教諭）を派遣していただけてまいりました。今回の訪問により、これまで派遣されてきた中学生たちが、どのようなまちで、どのような環境で生活したのか、その一端を直接かいま見ることができましたことはとても大きな収穫であります。カトリック教育委員会のスタッフによる教育委員会内部や現地小学校の視察もさせていただきましたが、皆さんの対応はとても温かく、カナダが多数の民族から成る国家ゆえか、多様性を大切に、他者をとても大切にする気風を感じたところであります。

お昼には、私たちと10名ほどの市教委のメンバー、そして初代と2代目の垂井町に派遣されたALTを交えたランチタイムが開かれました。席上、私と議長、教育長が挨拶をいたしました。私は、これまでの派遣交流事業への協力に感謝の気持ちを述べ、これからもさらにこの交流を継続していきたいこと、またカルガリーからも高校生の派遣があるなら喜んで受け入れることを、拙い英語ではありましたがスピーチをいたしました。何とか思いが伝わったようで、ほっとしたところであります。

ランチ後、別室にて人事担当者から、派遣ALTの募集に関する実情を伺うことができました。カルガリーは近年シェールガスの採掘など非常に好景気な状況で、労働者の賃金も上昇しているとのことであります。派遣ALTの給与が日本の賃金体系から見れば妥当なのであろうけれども、カルガリーとのギャップがあるため、希望者はたくさんいるが、条件面でなかなか折り合わないということでした。これは今後検討に値することであるというふうに認識を持ったところであります。

今回の訪問では、中学生たちが訪れるバンフ国立公園も訪問いたしました。氷河や湖など、カナダならではの雄大な景観に触れることもできました。

今回の訪問により、長年にわたり中学生をカルガリーへ派遣してきたことの意義をみずから

体験することができました。今後はカルガリーの高校生の定期的な受け入れ交流に発展させ、行く行くは市民、町民レベルでの交流につなげていければいいなということを思ったところがあります。

次代を担う青少年が広い視野を持ってその見聞を広げ、国際感覚を身につけるために貴重な体験ができるこの派遣交流事業を今後も継続して実施していきたいと思っております。

私のほうからは、答弁を以上とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 税務課長 中村桂君。

〔税務課長 中村桂君登壇〕

税務課長（中村 桂君） 広瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

財政面では、新年度の税収見通しは、また本年度の見通しについての御質問でございますが、内閣府の発表する月例経済報告等では景気は緩やかに回復しつつあるとされておりますが、生産年齢人口が減少の傾向であり、平成26年度の町税収の大幅な増加を見込むことが難しいところであります。

税目別に見ますと、個人町民税につきましては、法改正により均等割が3,000円から3,500円に引き上げされることにより増加でございます。法人町民税につきましては、大手製造業者の売り上げの伸びの影響を受け、増加します。固定資産税につきましては、土地の地価の下落傾向により、その影響を受け減少をしております。軽自動車税につきましては、維持や便利性から、普通自動車から軽自動車に乗りかえる傾向があり、増加をしております。また、たばこ税につきましては、喫煙者の影響を受け、売り上げ本数も減少しておる状態でございます。以上、26年度の町税全体の税収は25年度の予算額から微増するものと予想しているところであります。

また、25年度の見込みにつきましても、現段階におきまして、予算額に対しまして微増するのではと予想しております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 私どものほうからは、2番目の新年度について、その中の行財政改革の推進を立てていると伺ったが、その後どうなっているかといったことの回答を申し上げたいと思います。

これまで行財政改革検討委員会のもとに設けました行財政改革プロジェクトチーム 15人で組織をしておりますが によりまして、9回にわたる会議をこれまで重ねてまいりました。実施計画の素案づくりでございます。

去る12月2日になりますけれども、第6回検討委員会、委員長に副町長が就任しておりますが、委員会におきましてその報告を受けたところでございます。

今後につきましては、その素案をもとに各課と調整を図りながら、策定作業に入る運びとし

ております。

年内、12月いっぱいには各課長で組織いたします経営統合会議に素案を提示いたしまして、年明け以降、調整を図っていく考えでおります。

以上、簡単でございますが、そういったようなスケジュールで現在作業を進めておる段階でございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

教育長（渡辺眞悟君） 広瀬文典議員のカナダ・カルガリー市カトリック教育委員会への親善訪問について答弁させていただきます。

今回の訪問では、先ほど町長も述べましたように、訪問に関してリードをしていただきました故衣斐弘修議員、そして、その後のまとめ役をしていただいた広瀬議員初め関係の皆様のご尽力に感謝をいたします。ありがとうございました。

私のほうから、訪問の意義と成果と今後の課題について話をさせていただきます。

訪問の意義についてでございますが、垂井町とカルガリー、カトリック教育委員会は、平成8年7月に盟約を結び、17年になります。また、中学生のカナダ・カルガリー市派遣交流事業が平成3年3月に開始して24年目を迎え、本年訪問することができました。

そして、両教育委員会でその考えを率直に語り合うことができました。その概要は、生徒が一人一人初対面の人とホームステイで研修をしています。このずっと長い間、生徒が安全に、しかも貴重な研修を実施することができたことへの感謝が1つでございます。

2つ目は、カトリック教育委員会から、ALT教員派遣事業で継続して教員派遣があり、垂井町の園児、児童・生徒が英語に親しみ、国際感覚を養い、大きな役割を担ってもらえていること。

3つ目は、今後の交流のあり方について直接話し合うことができたことでございます。和やかな雰囲気の中で話が進み、親密な関係を築くことができたと思っております。

その成果でございますが、先ほども申しましたが、教育委員会の方々に町としての考え方や感謝の意を伝えることができたこと。それから、安全・安心で優しさと活気あふれる快適環境都市垂井町であることが、さまざまな場面で逆に実感することができ、このことをさらに推進していくことを感じたことでございます。

カルガリーでは、雄大な大自然、移民してきた人や建国以前に生活していた人々、カルガリーの人々それぞれがお互いの人、自然、歴史、文化を大切にしながら過ごしておられることに触れてきました。このことは、逆に垂井町が自然に恵まれ、美しく、史跡、歴史的建造物が多くて、人情豊かでバランスのよい垂井町、それを今後も大切にしていきたいと感じたところでございます。

3つ目は、カトリック教育委員会の御好意で、終日にわたって研修ができたことです。その間、意見交換はもちろん、教育委員会の関係施設の見学、人的配置の状況、学校現場の授業参

観等の機会を得ることができました。特に学校訪問では、居住区の児童、移民直後の児童など、多種多様な児童が在籍する学校を参観することができました。その中で、多様な人と共生、ともに生きていく方向性やその考え方も学ぶことができました。具体的には、やはり学ぶということは、まねて学んでいくこと、それから友達に教えること、友達から教えてもらうこと、ということが本当に大切だなあと思いました。また、少人数指導でのグループ分けの多様性も感じたところでございます。

今後に向けて、先ほど町長も申しましたが、中学生のカルガリー市派遣交流の継続、それからカルガリー市からへの高校生研修の受け入れについてでございます。中学生のカルガリー市派遣交流事業は今後も継続していきたいと考えております。日本以外の自然環境の中で、その状況、雄大さとか、異なった文化を持った人との触れ合い、食文化、生活習慣、さらには人と積極的に交流するなどを中学生という多感な時期に体験するという事は将来どこかで必ず生きていくと私は確信しております。同時に、垂井のよさをじかに感ずる機会になると考えております。

カルガリー市からの高校生研修の受け入れについてでございますが、この訪問は平成27年の予定と聞いてまいりました。中学生が毎年安全で有意義な研修をさせていただいておりますので、ぜひとも実現するように働きかけるとともに、おもてなしの心で、カルガリー市の高校生にとって価値のある研修になるように準備を進めていきたいと思っております。

この訪問では、ふるさと垂井のよさ、ひいては日本のよさを実感することができた価値のある訪問だったと考えております。ありがとうございました。

議長（栗田利朗君） 10番 広瀬文典君。

〔10番 広瀬文典君登壇〕

10番（広瀬文典君） 再質問をさせていただきます。

非常に御丁寧に御説明いただきましたことは感謝申し上げます。

まず最初の地方制度調査会の答申についてということでございますけれども、これは、今までの地方制度調査会においては、いわゆる地方分権、地方の自立というようなことを踏まえましての、いわゆる国の制度の見直し等において、どんどん規制改革、あるいは法律等の見直しをして、どんどん権限を地方に移していくということを提言するようなことが多かったと思うんですけれども、今回は、地方の基礎自治体、市町村のあり方についてどうかということ述べたということで、非常に画期的な答申であったという声も多く聞かれるところであります。

そういった中で、避けることのできない人口減少の社会が到来する中で、まだまだ先のこともかもしれませんけど、現実問題として、人口減少は既にスタートしておるわけですね。そういった中で、この垂井町がこういった形で、今後形として残るべきかということを見きわめるための一つの重要なことではないかなというふうに思っておるわけでございます。いわゆる地方中核都市を中心とした圏域になるのか、あるいはそれ以外の定住自立圏になるのかということ、これからのまちづくりにおいて、どこに軸足を置いてするかということの長期の戦

略的な部分の提言がされたというふうな感じをしております。

そういった意味で、町長に、どうお考えをお持ちかということをお伺いした次第でございます。垂井町はまだまだ人口が3万人近くもございますし、周りの交通アクセス等、非常に恵まれた地であります。決して悲観することはないと思います。そういったところの、地のお宝といえますか、そういった利を生かしながら、まちづくりを今後期待するところでありまして、その分につきましても、再度確認をとらせていただきたいと思います。

それから、2つ目の新年度についてですけれども、その前に、この11年間を振り返っていただきました。その中で、盛んに箱物、箱物ということも強調されておりましたけど、私は決して箱物を強調というか、強要するものでもありませんし、今出てきた中で、地方圏の自立、そういった中で、いわゆる広域連携とか、そういったものが国としての制度としてなってくるわけですね。そういった箱物こそ一つの基礎自治体が持つのではなく、大きな意味では、連携によって、ある意味ではリスク分散しながら、そういったものも可能になってくるというようなことも踏まえまして、やはり広域連携的なものの促進というのがこれから必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

それからもう一つは、この11年間を振りかえられまして、いろいろとなし遂げた事業、それぞれあるということで、きちっとした評価というのは非常に難しい面もあるかと思っておりますけれども、昨年10月に、優しさと活気あふれる快適都市を目指した第5次総の中間の取りまとめがされたと思います。その中で、住民さん、町民さんの満足度の調査等がされておったと思います。その中を見ても、やはり町長も言われたように、力を入られているというふうにお伺いしましたけれども、安心・安全面や教育、それから生涯学習的なものは平均点以上の点が上がってきているなというふうに思っておりました。

その一方で、厳しい点数と言ったらおかしいですけれども、平均点に満たなかったのは、やはり基盤整備の面のおくれとか、あるいはもう一つは、盛んに取り組んでおられるとおっしゃられました協働というものに対する意識がまだまだ未熟であるというような感じを受けております。

そのような評価、結果というのがちょうど真ん中の段階で出ておりますけれども、そういったものを踏まえまして、後期の5次総の改定がなされたということですが、やはりそういった低いレベルの部分に対してももっともっと力を入れていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますし、特に自治基本条例をつくりまして、それから、まちづくり協議会がそれぞれ各地に立ち上げられたところであります。まだ、立ち上げられたばかりでありまして、住民の皆さんにおいても、なかなかその意識の浸透というものは今厳しいかなという状況であるかと思っておりますけれども、やはりそういったところにおいて、より一層行政としてももっと支援すべきところ、支えるべきところはしていただきながらやっていく必要があるんじゃないかなと。まちづくり協議会ができたから、そこに全て任せておくというだけでは、まだまだ育たない面があるかと思っております。そのようなことも踏まえてお伺いするところであります。

それからもう一つ、予算編成につきまして、まだ具体的なことをお聞きすることは確かに難しいかと思えますけれども、予算編成の過程における重要な部分においては、順次公開といったらおかしいかもしれませんが、そういったものにおいて協議できるような場というのは、どうですか、つくられるようなおつもりはございませんか。これは、基本条例の中にもそういった過程をきちっと説明する、あるいは加えるというような条文が入っていたかと思えますけれども、予算こそ、その年度の重要な事業施策を占める大きな重要なものであります。そういった意味において、でき上がったものに対して、ああでもない、こうでもないということじゃなしに、編成過程から住民の声等が幅広く取り入れられるような仕組みというもの、そういった意味において、やはり重要な部分においては、ある意味では議会等も含めて協議できる場というのを考えられないかということをおもうわけです。そういったことについてもひとつお伺いをして、再質問とさせていただきます。以上です。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 広瀬議員の再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

30次の地方制度調査会の答申について、日本全国が人口減少社会になっていく中で、垂井町はどのように生き延びていくのかという趣旨の再質問かというふうに思いますが、先ほどお話ししました定住自立圏の構想においては、それぞれの町としての主権というものは残る。町としては残りながら、連携できるところを連携して事業をしていく。このことにおいては、国も財政措置をするというようなことがうたわれております。ですから、より広域的なサービスをしていく上では、やはり定住自立圏での取り組みという部分は有効な部分があるのではないかなというふうに思います。今後、しっかりと検討していく課題ではないかなということをおもうところでございます。

また、広域連携につきましても、現在、観光を中心に進められておりますけれども、医療でありますとか、福祉でありますとか、そういった部分でも当然取り組んでいけるものというふうに思います。これはやはり、今言った制度をどうしていくかということにもかかわってまいりますので、しっかりと検討していかなければなりません。

一つに、国民健康保険が各市町の保険者でありますけれども、県が一つになって進めるという案もあるところで、こういった形の中で、やはり今後、広域的な取り組みというものも考えていく場が出てくるものというふうに思っております。

それから、基盤整備や協働の意識が少し寂しいということにつきましては、まさに反省すべき点であると思えますし、基盤整備に関しましては、やはりなかなかすぐに活字にはあらわれてきませんが、先ほど少し上げました御所野交差点の改良でありますとか、梅谷トンネル、あるいは今後、東海環状西回りが完成していくことに伴います21号の拡幅等についても今後しっかりと要請をしていきたいというふうに思っておりますし、また養老のサービスエリアにおけるスマートインターチェンジ化というのも進んでまいります。こういったことを捉えな

がら、基盤をしっかりと整備していった、垂井町の発展につなげていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、まち協も、議員おっしゃるように一方的に丸投げする形ではなく、しっかりと行政の役割というものを果たしながら、一緒につくっていくという意識をしっかりと持ちたいというふうに思います。このことにおいては、まだまだ職員の意識も少ししっかりと勉強していかなければならないこともあるというふうに認識はしておりますので、今後、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

なお、最後の予算編成の公開ということでございますが、どの部分で公開するかというのは非常に難しいところでございまして、まさにたたき台をつくっておるところからということになりますと、さまざまな観点が入ってまいりまして、やはりこれは非常に難しい論議になるのではないかなというふうに思います。ある部分、行政が、行政の役割として、たたき台をつくり、それを議会にかけて、議会の承認を得ながら進めていく。そのときにおいて、初めて傍聴という形の中で見ていただくということも可能かというふうに思いますが、編成する最初からかかわって、公開をしていくということは今の時点では非常に難しい問題があるのではないかなということを思っております。まだまだこころは研究していく余地が多分にあるのではないかなということが現状での思いでございます。

議長（栗田利朗君） 4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

4番（角田 寛君） ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、減災施策の取り組み、並びに公共下水道の将来設計ということにつきまして、大きく2点について質問させていただきます。

まず第1点目ですが、今、東海・東南海・南海トラフによる大地震の発生が憂慮される中で、防災への取り組みについて期待が大きくなってきております。災害の軽減化や緊急輸送道路及び避難路の確保のため、国では平成18年、改正耐震改修促進法を制定しております。避難弱者が利用する幼稚園、保育所、小・中学校、老人ホーム及び体育館の面積規模や階数など、規模要件を引き下げ、また道路を閉鎖させるおそれがある住宅、建築物の規模要件が定められており、一定の規模要件に該当する建築物に対して、耐震診断や改修を進めているところであります。

本町におきましても、こうした法律制定に連動しまして、木造住宅耐震診断事業実施要綱及び建築物等耐震化促進事業補助金交付要綱を定めております。

そこで、これらの事業の現在の活用状況について、実績等についてお伺いいたします。

また、道路を閉鎖させる可能性のある規模要件の住宅、建築物などの調査、あるいは耐震診断への助言や指導等につきまして、今どのように進められているのか、お伺いいたします。

また、本町におきまして、公共施設について、幼稚園、小・中学校におきましては積極的に耐震化が進められているところであります。さらに、公共施設の耐震、劣化状況につきまして

は、施設ごとのカルテを作成中と聞いているところでございます。

改正耐震改修促進法では、公共建築物の速やかな耐震診断とその結果の公表の義務化や整備プログラムの策定が望まれているところであります。特に公民館などの集会施設、体育館などのスポーツ施設等々、公共施設の多くが避難場所になっており、住民の安全・安心の拠点になっているところでございます。

そこで、これらの施設のどの程度が耐震診断を終えているのか、今後の耐震改修促進法の計画に基づいての御所見を伺います。

また、現在、地域防災計画の見直しを進めていると聞いておるところでございますが、今後、こうした耐震改修促進計画を踏まえた見直しというのが必要ではなからうかと思えます。この点についてもあわせて御所見を伺います。

続きまして、第2点目の公共下水道事業についてお尋ねします。

公共下水道事業は、御承知のとおり快適な生活環境を創出する社会的基盤であることから、住民の誰しもが早期の実現を望んでおられます。

公共下水道は、平成14年に一部供用開始となって以来、約10年余を経過しており、全体計画によりますと、処理区域993ヘクタール、処理人口2万5,110人、処理水量、日最大で1万4,500立米となっております。平成23年3月現在の事業認可は処理区域681ヘクタール、処理人口1万6,500人、処理水量、日最大ですが1万100立米となっております。

また、この全体の整備目標年次が平成37年度となっております。早期の完成が望まれるところであります。

平成23年3月現在の事業認可では、全体計画の処理区域の約70%で整備目標年次が平成28年度となっております。現在、綾戸地内において布設工事が進められているところであります。今後、各年度ごとにどのような処理区域、処理人口で進められるのか、また平成28年度以降、事業認可区域はどの区域で進められるのか、お伺いいたします。

一方、公共下水道事業は、どの自治体におきましても大きな財政負担となっている現状でございます。本町におきましても、平成21年度から24年度の決算ベースで下水道債の償還額は約3億6,000万円前後でございます。その債務残高は58億円前後となっております。また、主な歳入につきましては、一般会計からの繰入金が平均で3億2,000万円、使用料等収入が平均で1億6,000万円、下水道債が1億9,000万円から6,400万円とその間推移しております。平均で1億1,000万円ということになっております。なお、国庫の補助金は、下水道債の約6割程度で推移しております。この下水道事業は、一般会計からの財源を確保しながらの事業運営ということになっており、財政規律を保ちながら進めなければならず、下水道整備に大変時間を要している現状にあります。

また、ある試算によれば、本町の平成24年度以降の処理人口を約1万4,000人といたしまして下水道整備率100%を目指すには、今後、建設費に170億円ほど必要になるのではなからうかという試算があります。今後、下水道整備に当たって、財政面でどのような点が特に課題であ

り、財政規律の面でどのような点を重視して進められているのか、御所見を伺います。

他方、東日本大震災以降、公共下水道の場合、各所での下水道管の被害、浄化センター本体での被害が想定され、被害が甚大となり、復旧・復興に大変時間がかかるということがございます。こうした被害リスクを分散させる観点から、最近では個別の合併浄化槽への普及に努められている自治体もあると聞いております。

ある近隣の自治体におきましては、合併浄化槽の設置補助金が、補助率で90%、補助の限度額が6～7人槽で102万円、さらに単独浄化槽の撤去費用を9万円補助しているところがございます。これをベースに1,000戸当たりの補助金額を換算しますと、11億円と試算されるところです。

本町におきましても、平成23年度までの下水道整備率は46%で、現在の本町の世帯数は1万世帯となっており、平成24年度以降の未整備区域の約5,000戸程度を合併浄化槽に置きかえたと仮定しますと、ある近隣の自治体の設置補助金額で換算いたしますと、55億円程度ということになります。

こうして、東日本大震災以降、事前の災害予測により、そのリスクをいかに軽減するか。また、災害後、いかにスピード感をもって復旧・復興を図っていくかということが大変重要になってきており、こうした前もって想定される災害を未然に防止する事前復興という考え方がございます。こうした観点から、財政負担を十分配慮しながら、公共下水道未整備区域における事業を推進していくか、非常にその方向性について重要な課題になってきているのではないかと考えております。

この点につきまして、今後の方向性につきまして、町長の御所見を伺い、一般質問とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 角田議員の御質問、減災施策の取り組みについてに答弁をさせていただきます。

耐震事業に関する補助金の活用状況でございますが、まず木造住宅耐震診断事業、これは県に登録された木造住宅耐震相談士を町が派遣し、無料で耐震診断を行うものでありまして、平成20年度20件、21年度8件、22年度20件、23年度18件、24年度14件、25年度は現在までのところ9件となっております。

次に、木造住宅の耐震補強工事に対する助成でございます。20年度はございません。21年度から23年度まで各1件、24年度ゼロ、ございません。25年度2件でございます。

また、その他の建築物の耐震診断については、24年度、25年度、各1件でございます。

これまでも広報「たるい」、町のホームページなどで制度の周知に努めてまいったところでございますが、今後とも引き続き活用の促進を図ってまいりたいと存じます。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律が本年11月25日に改正され、昭和56年以前の一

定の大規模建築物や避難路などのうち、耐震改修促進計画で指定された路線沿いの一定の高さのある建築物などに耐震診断が義務化されました。今後、それらの耐震診断結果は県において公表されることとなります。

改正法はまだ施行されたばかりでございます。現在、この法改正に伴う対応を、県、市町村連携して行っているところでございます。

さらに、この法に基づく市町村の耐震改修促進計画は、県の計画に基づき定めるよう努めることになってございます。これにつきましても、県と連携を図りながら、県計画の改定を見定めた上で、町の計画の見直しを行ってまいりたいと存じます。

また、当町における地震防災についてでございますが、垂井町地域防災計画に基づき、その対策が進められており、地震に強いまちづくりの一環として、耐震改修促進計画を推進していくものでございますので、当方としても、防災担当所管と十分連携を図ってまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 角田議員の御質問の中で、私のほうからは公共施設の耐震化に関する部分について御答弁をさせていただきたいと存じます。

当町におきます公共施設につきましては、ほとんどの施設が災害の場合の避難所としておるところでございます。昭和56年の建築基準法の改正によりまして耐震診断の必要な公共施設の耐震診断でございますけれども、それぞれ必要な箇所の耐震診断はおおむね実施済みでございます。耐震診断の結果に基づきまして、今後、耐震化が必要な施設につきましては順次耐震化を行っておるところでございますが、議員が申されております耐震改修促進計画との関係でございますが、もとより当該計画につきましては、垂井町の全域にわたります建物をこの計画ではうたっておるところでございます。その一部に公共施設、特に公共施設といいましても、垂井町が所有している建物だけではございません。病院とか、それから警察署等の建物もございまして。そういったものも含めて、公共施設という部分に特化して、その計画の中に網羅されておるものでございます。

この中で、やはり垂井町におきましても、その耐震化に当たりまして参考にしていかなければならない部分がございます。その部分につきましては、耐震化の目標でございます。この計画の中に定めておりますのは、公共施設の耐震化率の目標数値でございますけれども、こちらにつきましては、国及び県の数値目標を参考にさせていただきながら、平成27年度における公共施設の耐震化率を9割として定めているところでございます。こちらにつきましては、この計画、もう既に公表がなされておまして、ホームページ等でも載っておりますので、またごらんになっていただきたいと存じますが、そういったことで、現在、そういった目標数値が定められておる中で、垂井町における公共施設の耐震化率でございますが、先ほど角田議員も御質問の中で垂井町の進捗状況を少しお話しされたところがございます。小・中学校等は既に耐

震化が終わっておりまして、他の施設も含めまして、やがて耐震化率 8 割弱でございます。そういった率を見ますと、他の市町村と比較しますと、垂井町につきましては高いほうではないかという認識をしているところでございます。

しかしながら、御存じのように、この役場庁舎を初めといたしまして、公民館、それから文化会館、町民体育館、それと一部の保育園、老人福祉センターなどがまだ耐震化が図られていないのが現状でございます。これらの施設につきまして、今後どのような順番で耐震化を進めていくのかということが一つ大きな課題といえますか、問題になろうかと思えます。優先順位を決めるに当たりましては、やはり不特定多数の方が多く使われる施設、あるいは特定者数が多く、毎日使われる施設、あるいは I s 値の低い部分等、それから施設全体の老朽度ですね。それから、施設の今後の利活用など、総合的に判断していかなければならない部分が多分でございます。そして、今申し上げました施設でございますが、大きな施設が残っておる現状を踏まえますと、今後、財政面につきましても、やはり十分検討していかなければならないといったことが考えられます。

そうした中で、今年度、それぞれの建物のカルテの整理に当たりまして、大規模な改修、あるいは耐震補強をするに当たりまして、どのぐらいの経費がかかるかというものを、今、専門業者をお願いをして試算を進めているところでございます。そういった試算も踏まえながら、今年度、今申し上げましたいろんな要素を加味しながら、総合的に判断して、耐震化の順序等を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

私のほうからは、以上、答弁とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 私どものほうからは、1 番目の減災施策の取り組みについて、その中の 1 の でございます。耐震改修促進計画を踏まえた地域防災計画の見直しについて御回答申し上げたいと思います。

議員御指摘の垂井町耐震改修促進計画につきましては、先ほど所管の建設課長が申しましたとおり、地震に強いまちづくりの一環として計画されておるものでございます。当然のことながら、地域防災計画との整合性が図られるものでございます。したがって、議員もおっしゃっていただきましたように、来年度、垂井町の地域防災計画の見直しを予定いたしておりますが、御指摘の計画を初め、各課が持ちます計画との整合性など、十分調整、連携を図っていく所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（栗田利朗君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

上下水道課長（高木一幸君） 角田議員の御質問の 2 点目、公共下水道事業の将来設計についてお答えさせていただきます。

初めに、垂井町の公共下水道事業の取り組みと現状について御説明を申し上げます。

これまで垂井町では、住民の皆様方の安全で快適な生活環境の確保や美しい自然環境の保全などのため、公共下水道を整備し、公共用水域の水質保全に努めてまいりました。そのため、垂井町では行政区域全体の下水道整備を計画的かつ効率的に実施していくため、平成2年度に垂井町下水道基本構想を策定し、また平成3年度に公共下水道計画の骨格である施設計画、幹線、処理場を定める基本計画を策定いたしました。平成5年度に事業認可を取得後、整備に着手し、その後、3度の拡大認可と、あわせて全体計画を見直し、社会経済情勢の変化を把握しながら、公共下水道事業を推進してまいりました。

現在の認可区域は、相川以北では梅谷川以東の市街化区域内、また相川以南につきましては、栗原、境野を除く地域が認可区域であります。なお、本年度は東地区の東小学校付近の7ヘクタールと宮代地区では大谷川西の新幹線沿いの3ヘクタール、合計で10ヘクタールの面整備を実施しております。

そこで、1つ目の御質問で、今後、各年度ごとにどのような処理地域、処理人口で進めるのか、また平成28年度以降の事業認可区域はどの区域で進められるのかについてという御質問にお答えをさせていただきます。

垂井町の公共下水道は、町の地形、高低差を利用した自然流下がほとんどでございますが、今後の整備計画といたしましては、整備効果が発揮できる下流部からの整備となりますので、東地区では、JR大垣街道踏切より上流、北西方向に向かって進めてまいります。また、宮代地区では、朝倉の市街化地域、垂井地区の野田、日守地区を予定しております。

なお、現在の認可区域の完了は平成28年度を目標年次としておりますが、整備のおくれが出ておりますので、目標年次が延びる可能性がございます。

また、今後の拡大認可区域の考え方でございますが、現在の認可区域の整備が完了する1年後には拡大認可の取得をしたいと考えておまして、区域につきましては、府中地区の市街化区域97ヘクタール、計画処理人口で約3,000人を拡大したいと考えております。その場合、全体の認可区域は、全体計画面積993ヘクタールのうち778ヘクタールで、78%となる見込みでございます。

次に、2つ目の御質問ですが、今後、下水道整備に当たって、財政面でどのような点が課題であり、財政規律の面でどのような点を重視して進められるのかについて御説明申し上げます。

現在、公共下水道事業の全体計画は、今後の浄化センターの増設を含めて総額で約280億円を予定しております。浄化センターの用地代を含めて、これまでに160億円余り支出しております。今後も、概算でございますが、約120億円程度の事業費が必要であるという試算をしております。このほか、施設の維持管理経費や施設が老朽化した場合は、施設改修費も発生してまいります。

下水道の整備につきましては、議員も申されているとおり財源の確保が重要でございますが、建設にかかります財源は、国庫補助金のほか、下水道使用料、受益者負担金、町債、一般会計

からの繰入金が主なものでございます。

そこで、下水道事業は国からの補助がなければ成り立たない事業であることから、垂井町では、各省庁を横断的にまとめた地域再生基盤強化交付金、いわゆる国庫補助金を受けるため、平成17年度に地域再生計画を策定し、現在は第2期の地域再生計画を策定、認可を受け、国庫補助金の確保を図ってまいりました。

また、下水道事業などの長期にわたり面的な整備が伴う事業につきましては、施設などの初期建設費に対し、これを賄うべき使用料等が見込まれないため、起債や一般会計などの繰入金などを整備費用に充て、整備区域を拡大しているところでありまして、今後も適正な起債の発行と、引き続き町財政全体の中での負担として、一般会計からの繰り入れをお願いしたいと考えております。

なお、昨今の公共下水道整備につきましては、町として優先して進めるべき事業、例えば公共施設の耐震化事業などもありまして、町の財政状況を考慮した中で、一般会計からの繰入金が抑制されたこともあり、公共下水道の整備がおくれてきているところであります。

次に、3つ目の御質問ですが、前もって想定される災害を未然に防止する事前復興という観点や、財政負担を十分配慮しながら、公共下水道未整備地域における事業を推進していく必要があります。そのことを踏まえた今後の方向性についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、垂井町の公共下水道の耐震性でございますが、現在の耐震設計は、日本下水道協会の下水道施設の耐震対策指針2006年度版に基づき行っております。これは、1995年の兵庫県南部地震、2004年に発生した中越地震での被害状況等を踏まえたものであり、耐震設計のレベルを、施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を持つ地震動で、マグニチュード7クラスのレベル2地震動と、施設の供用期間内に50年に一、二度発生する確率のレベル1地震動に区分しております。重要な幹線管渠につきましては、レベル1に対して流下能力が確保でき、レベル2に対しては、地震によって本管部のクラックや沈下が生じ、設計流下能力の確保が困難となっても、管路として、下水を上流から下流に流せる状態を確保できる設計となっております。また、その他の管渠につきましては、レベル1の耐震性能を有するものとなっております。

公共下水道の耐震化の強化、地震等による被害想定や、その対応策につきましては、今後さらに検討してまいりたいと考えております。

なお、大規模地震による下水道の被害が発生した場合には、県内中部ブロック、さらには他ブロックの行政組織との相互支援に関するルールが定められておりまして、必要に応じて支援を要請することができることになっております。

次に、今後の公共下水道の方向性でございますが、現在の整備計画に基づき、順次計画的に整備してまいりたいと考えております。しかしながら、町では、そのほかにも財政投資を伴うさまざまな行政需要があり、少子・高齢化の進展、将来人口の推移予測や投資効果、町財政の推移、国庫補助金の動向、またそれらを含めた財政シミュレーションなども検討する中で、これからの下水道整備のあり方につきましては鋭意検討してまいりたいと考えております。

なお、議会におきましても、過去に下水道建設特別委員会や、最近でも公共下水道調査研究会を設置していただき、公共下水道の進め方や拡大認可などについて御協議いただいたところでございます。今後の進め方につきましては、次の拡大認可を含め、議会とも十分協議させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

4番（角田 寛君） ただいま関係課から御丁寧な御説明をいただきまして、安全・安心なまちづくりの点では、大変前向きに行っておられるということが理解できました。

そこで、一つの確認でございますけれども、公共下水道につきまして、財政規律の保持の面でいわゆる本事業のスピード化に関してどうしてもおくれが出ているという中で、一番大きな制限要因となっているのは一般会計の繰入金というようなことで理解すればよろしいのでしょうかということでございます。

それから、先ほどの、今後事業を拡大していくに当たり、事前復興という考え方、今後こうした点についての御検討を再度確認させていただいて、安全・安心なまちづくりの推進に限っての再質問とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 角田議員の再質問にお答えをさせていただきますが、公共下水道を進めるに当たりましての一番ネックとなるような要因ということで、「財政規律」というお言葉をお使いでございますけれども、一般会計の繰り入れというなお話でございました。私も、内部で下水道の事業検討委員会でもって、いろいろな観点からこの問題を協議させていただいております。確かに公共下水道事業を推進するに当たりまして、いわゆる自主財源がどうしても脆弱な部分がございます。主に国庫補助金等を活用しながらということで、その国庫補助金の足らず米といえますか、その部分に関しましては起債を起こしてということで、いわゆる借金ですね。その借金の返済が、議員も申されましたようにどんだんどんだんかさんでくるということで、これらの償還財源をいかにすべきかということで、自主財源の使用料等に関しましても当然その償還額に満たないわけでございます。しからば、それをどこから持ってくるかといいますと、地方財政法上の特別会計維持にかかわります財源不足につきましては一般会計からの繰り入れでもって対応していくと。ここら辺がこの会計事業の基本的なスタンスでございます。しかしながら、今、下水道を進めるに当たりまして、当初の下水道計画の基本でございます町内丸ごと下水道という大きな流れも先人が築いてこられました。そういった流れの中にありましても、いわゆる一般財源からの繰り出しがどんだんどんだんふえるようなことであると、どうしても非常に難しい部分がございます。

これからもそういったことも考えられますけれども、一方で、下水道事業を進めていくに当

たって、合併浄化槽でもって対応せざるを得ない状態で新築されるということで、管路は来たけれども、つなぎ込んでいただけないというような実態も多々見受けられる部分がございます。そういった状況を踏まえながら、今後、こういった進捗状況でいいのかどうなのかということも含めて、十分検証をいたしておるところでございます。

答弁になりましたかどうかはわかりませんが、非常に奥の深いといえますか、いろんな観点からこれをトータル的に勘案しなければならないという状況下でございますことは、十分私も認識いたしております。議員様の御意見等も伺いながら、今後進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（栗田利朗君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

上下水道課長（高木一幸君） 角田議員の再質問で、今後拡大していく中で、事前復興等について検討されているかという御質問につきましてお答えさせていただきます。

上下水道課の内部では、まだ新しい考え方になりますので、具体的な検討等は今していませんけれども、大きな地震等を踏まえまして、今後垂井町におきましてそういう災害が起きた場合に速やかに対応できる体制等も含めまして、今後、鋭意検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（栗田利朗君） しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） 議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めたいと存じます。

大きくは第5次総合計画、まちづくりの柱8、行財政運営について、これより3点、1．マンパワーについて、2．契約（指定管理者制度）について、3．庁舎等財産維持管理についてを順にお尋ねしてまいりたいと存じます。

まず1つ目のマンパワーについて。

新年度の人事、人材の活用についてであります。かねがね指摘がありますように適材適所が保たれ、町民サービスに支障を来すことなく、町民皆様にとって安心のできるものでなければならぬと考えます。先ほど同僚議員の質問にもありましたように、新年度は町長3期目最終年度となってまいります。幼保一元化等を初め、さまざまな事業等の推進、そして達成を考えますと、そのマンパワーを最大限活用しなければならぬと御提言申し上げます。スムーズな事業展開とサービス向上につなげるに当たり、どのような配置計画があるのか、お尋ねをい

たします。

続いて、2点目の契約（指定管理者制度）についてであります。

自治体が事業展開をしていく上で、さまざまな契約を交わしていくことは重要な行為であります。垂井町としても平成18年度から指定管理者制度を導入し、議会の議決を経て、契約をしてきた経過があります。

ここで、改めまして指定管理者についてありますが、小泉政権時代に官から民への動きの中で積極的に導入されてきた制度ということは皆様御承知のことと存じます。地方自治体が所管する公の施設について、管理運営を民間事業者等に委託することのできる制度であり、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の削減等を図ることができる制度であります。

垂井町におきましても、垂井町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例に掲げられていることから、以下、お尋ねに移りたいと存じます。

我が垂井町としては、先述の条例第2条にもありますように、候補者の選定については、いわゆる公募によるプロポーザル方式等とはとってきていない現状があります。これからもこの制度については進めていかなければならないと考え、重ねてこの制度においては、民間のノウハウを最大限生かしていただくことが大前提の制度であると、行政、議会ともどもに認識を再度深めたいところであります。

再契約から折り返しとなる現在、町内にも民間参入がある中で、限定的物事と捉えずに、公募等で広くこの制度を積極導入し、競争原理を働かせることでサービスの向上につながるよう努めなければならないと考えますが、どのようなお考えであるのか、お尋ねをいたします。

続いて3点目、庁舎等財産維持管理についてであります。

今年度に限らず、毎年庁舎維持管理費に関しては絶えず計上されるものであり、新年度の予算編成においても、その計上に関しては大変関心の高いところであります。これまでも、維持管理を含め、庁舎問題に関しては、私のみならず、同僚議員よりも御質問、御提案等、重ねてさせていただいてきた経過がございます。また、いわゆる3案が示されるなど、さまざまな場面で議論がなされてきたところでもあります。

そこで、新年度に向けて、庁舎問題に関する明確な方向づけはされるのかをお尋ねいたします。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、私のほうから、木村議員の御質問のマンパワーについて、契約（指定管理者制度）について、庁舎等の財産維持管理につきまして御答弁をさせていただきます。

まず最初に、マンパワーの御質問でございますが、マンパワーと一口で申し上げましても、いろんな要素がこの中には内在しておるところでございます。大きく分けて申しますと、まずマンパワーといたしましては、優秀な職員のみならず、職員の数を確保するといった要素です

ね。ただ単純にといいますが、職員の数をふやすという要素がございます。こちらにつきましては、垂井町は定員の適正化計画といったものによりまして、それぞれ類似団体等とあわせて、職員の数をある程度決めておるところでございます。

それと、もう一つの要素といたしましては、やはり職員の資質の問題ですね。研修等によりまして、職員の資質の向上につきましては常日ごろ努めておるところでございますが、大きく分けまして、この2つの要素があるかというふうに認識をしておるところでございます。

最初に申しあげました人材確保につきましては、退職者の状況ですね。予定されておる退職者の状況とか、年齢別の職員数のバランスを考慮しながら、毎年度採用計画を行っておるところでございますが、またそうした中で、採用後の人事配置につきましては、各職場におけます事務量、あるいは事業の展開を踏まえながら、サービスの低下を来さないようにという配慮の中、人事配置を行っているところでございます。

また、もう一つの側面の職員の資質の向上の面におきましては、人材の活用を行うに当たりまして、住民サービス、事業運営に支障を来さないよう職員の育成を図っておるところでございます。こちらにつきましては、職員の人材育成基本方針及び職員の研修指針に基づく行政マンとして必要な基礎的知識でございますが、こちらの習得に当たっておるところでございますし、またそれぞれの各行政分野におきましては、内部研修といいますが、OJTの一環といたしまして、それぞれ上司のほうから必要な知識やノウハウを習得させ、実践させておるところでございます。

なお、こういった職業の中にも、経験、それから知識が必要な職場も多々ございます。専門的な職員の配置を考慮しつつも、片方では、やはり固定化させないように、人事異動におきましてさまざまな職場を経験させることも職員の育成といった観点からは必要であると考えているところでございまして、今申しあげました観点から、適材適所での職員配置ができますよう、来年度に向けても検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、2番目の指定管理者制度につきましてでございます。

木村議員のほうからも、この指定管理者制度の構築されました経緯につきましては少しお話がございました。私のほうからも、この制度が創設された経緯、それから、現在の垂井町の指定管理者制度の実態につきまして、少し冒頭お話をさせていただきたいと存じます。

この指定管理者制度につきましては、平成15年に施行されました地方自治法の一部改正によりまして、公の施設の管理方法について、指定管理者制度といった制度が創設された経緯がございます。もとよりこれにつきましては小泉政権の時代でございます。

従来の管理委託制度を拡大いたしまして、指定を受けた民間事業者などが指定管理者として公の施設の管理業務を行うことができるようになったものでございます。いわゆる従来の部分委託から、管理者を指定して、全面的に管理運営を行うといった制度のものでございます。

ところで、垂井町におきましては、行政改革の一環といたしまして、平成17年に垂井町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例を制定させていただきました。また、平成18年

には、これも行政改革の一環でございますけれども、指定管理者制度の導入に関する垂井町の基本指針を示させていただきまして、指定管理者の導入に関し、基本的な取り組み姿勢を明らかにしたところでございます。

こういった制度上の構築の経緯を踏まえまして、実績といたしましては、平成18年度から垂井町のけやきの家、垂井町のデイサービスセンター、垂井町生きがいセンターの3つの施設をそれぞれ指定管理者制度に基づきまして管理者を指定しておるところでございます。また23年度からは見直しも含めまして、生きがいセンターにつきましては垂井町の直接の管理をいたしまして、けやきの家、デイサービスセンターにつきましては継続的に指定管理者として垂井町社会福祉協議会を指定し、協定の締結をしているところでございます。

これらの施設の指定管理者の指定につきましては、社会福祉活動を推進することを目的としておりました民間組織という社会福祉協議会の組織の性格、また従来から垂井町の福祉分野において町と密接な連携をして、地域福祉の推進、向上に取り組んでまいった実績を踏まえまして、当該条例第2条のただし書きによりまして、公募によらずに選定をした経緯がございます。

しかしながら、指定管理者の指定についてでございますが、今後につきましては、行政課題、あるいは住民ニーズの多様化、それから、やはりこの指定管理者制度は、議員も申されますように、民間参入、民間の活力を活用する制度として有益なものであるといったことから、そういった実態を踏まえながら、今後は各施設の現状、管理・運営状況全般について検討しながら、公募によることも検討していく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

続きまして、3番目の庁舎等の財産の維持管理について、特に庁舎問題についてでございますが、非常にこの問題につきましては大きく重たい懸案事項でございまして、それゆえなかなか方向性が見出せないのが実態でございます。

庁舎問題につきましては、御存じのように庁舎内で組織しております庁舎問題等検討委員会において検討を進めているところでございますが、以前の一般質問の中でもお話を申し上げましたが、庁舎だけを語るのではなくて、老朽化しつつある町内全体の施設の検討も踏まえた中で、この庁舎問題も特化して検討していく必要があるというお話をさせていただいたところでございます。そういったことから、この庁舎問題、非常に財政部分も大きく影響してまいるといったことから、現在、専門的な業者に委託しておりまして、公共施設全般の改修費用、先ほども御質問の回答で答弁させていただきましたが、耐震化の問題も含めまして、改修費用の業務につきまして調査を行っておるところでございます。

その中で、既にお示ししております3つの事業手法でございますが、御存じのように、1つの手法につきましては、この庁舎を耐震補強しながらリニューアルする方法。それから、当地で新しく改築、新築する方法ですね。それともう一つは、この場所以外に土地を確保しつつ、新しく庁舎を建設するという3つの手法につきまして、それぞれデメリット・メリットの大きなものをお示したところでございます。それぞれの概算費用の算定を現在行っております公共施設改修費用調査業務におきまして算定をさせていただきながら、方向づけの判断材料とし

ていきたいというふうに考えているところでございますが、それぞれ3つの事業方法のメリット・デメリットと、今後算出されてきます財政的な側面とあわせて検証しつつ、議員の皆さん、並びに住民の皆さんに情報提供を行いながら、今後は住民協働といった手法もやはり取り入れていく必要があろうと存じます。庁舎問題の方向性を皆さんと一緒に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） 再質問のほうをさせていただきたいと思います。数点にわたりますので、お許しいただきたいと思います。

マンパワーにつきましてですが、今、総務課長さんのお話は、正職を中心にされたようなお話という形で受けとめをさせていただきました。数をふやすとか、質の問題も当然のことです。数が多いので、当然ながらですけれども、今、我が垂井町は大部分を臨時の職員さんにお支えをいただいておりますというところで、また大きな事業、幼保一元化なんかはそうですけれども、臨時職員さんに大変御活躍をいただいておりますということもありますので、これからもその推進をしていくに当たりまして、大きな役割を担っていただく。当然正規の職員さんにもその使命はあるんですけれども、そうした臨時職員さんの確保も課題ですので、そうした臨時さんの待遇に関して、ただいまの質問に絡めまして、何かしらの御検討というか、お考えがあるのか、お聞かせをいただけたらなあと思いますし、退職者のお話にもちょっと触れられた経過がありましたので、新年度、大幅な増減があるのかなのかということだけ、その部分については再度お答えをいただきたいと思います。

2点目ですけれども、契約の指定管理者制度についてです。公募の考えがあるというような前向きな、しっかりとした競争原理を働かせていくぞというようなお答えだったかなと思っておりますが、いずれにしても皆様の大切な税金で設置された施設でございますので、一管理者によってどう機能するかということが不安定なものであってはならないなと思っておりますし、制度上、消極的な運営であってはならないなと。そういったことはもってのほかだなと思っておりますので、先ほどの御答弁に具体的な施設名が上がりましたね。けやきの家、デイサービス、社会福祉協議会さんが代表する事業の一つかなと思っておりますけれども、その現在の2施設に対して再質問をさせていただくんですけれども、御答弁にも密接な関係ということがありましたので、今後、指導ももちろんのこと、現在の状況に関して、しっかりとした検証をしていかれるのかどうかということも再度お尋ねをさせていただきたいなと思っております。

あと、3点目の庁舎に関しましては、今、総務課長さんの御答弁で、さまざまな調査をされておるということでありましたので、私としましては町長さんから再度お答えをいただきたいのですが、必ず近い将来、先ほど方向づけというお話もありましたし、垂井町を取り巻くさまざまな環境、背景がありますね。そういったことを鑑みまして、大決断をしていただけること

を御期待申し上げたいなと思っております。そうしたことに関しての御答弁を頂戴したいなと思っております。

そして、先ほど総務課長さんから、町民さんとの方向性を検討していく機会を設けていくというようなお話があったかと思いますが、その時期ですね。こういった時期でお考えなのか。新年度にそうしたことをお考えであるのかどうかということ具体的にはちょっと突っ込んだ形で御答弁いただけたらと思います。

再質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） それでは、木村議員の再質問でございますが、まず第1点目、臨時職員の確保についての待遇改善でございます。

こちらの部分につきましては、特に保育園、幼稚園関係の臨時職員でございます。大変今、実際問題、苦慮しているというのが実態でございます。といいますのは、私ら総務課長が寄る会合がございまして、町の総務課長が集まってくる会合の中でいろいろ保育園のお話をしておりますと、やはり臨時職員の確保が非常に難しいと。取り合いというような実態になっておるということをよく言われます。確かに現場で、例えば産休でとか、あるいは病気で休まれたときに、すぐに広報、あるいはハローワークを通じて募集をかけるんですけども、なかなか応募がないといった実態でございます。そういった実態につきましては何も今始まったことではなく、ここ数年来、そういった実態でございます。

そうした中で、近隣の市町村の待遇ですね。いわゆる賃金の状況も調べつつも、そうした中で少しずつ待遇改善をしてきておりまして、一番近隣で待遇のいいのはやはり大垣市でございます。そういったことから、少しでも大垣市に近づけよということで、大垣市のほうに少しでも近づくべく改善を図っているところでございまして、ただそこにはやはり財政的な部分がございまして、いきなり大垣市と同等にするということはなかなかまいりません。しかしながら、毎年毎年そういった基本的な賃金の改正、あるいは長時間保育をされる時の手当、あるいは担任を持たされた時の手当等を加味しながら、少しずつ賃金、待遇の改善を図っているところでございます。しかしながら、やはりどこの町村でもそうですけれども、そういった待遇の改善を行っても、なかなか確保できないというのが実態でございます。しかしながら、サービスの低下を来すことはできませんので、今後もそういったことで募集につきましては鋭意努力に努めてまいりたいと存じますので、よろしく願いをいたしておきます。

それと、次の退職者の御質問でございますけれども、来年度につきましては大幅な退職者はないというふうに、今のところ意向調査も踏まえております。それぞれ定年退職数名ということで認識をしているところでございます。

それから次に、指定管理者の御質問でございますが、やはり当然これ住民サービスに低下を来すという観点から、サービスの提供状況が不安定ではあってはならないと思います。あくま

でも行政がサービスを提供する部分について、あそこの施設なら、あそこの組織なら、サービスを万全に提供していただけるというもとで指定管理を行っておるところでございますので、決してサービスが不安定になってはいかんことだと思います。

そういったことから、どういった事業もそうですけれども、やはり事業評価をしていく必要はあろうと思っております。これは全ての事業に関して言えると思います。行政評価といいますものは、今、非常に大きな、我々行政マンに課せられた課題でございますので、的確に行っていく必要があるかというふうに思っております。

それから、次の庁舎問題でございますが、住民と考える時期がいつかという御質問をまず私のほうから答弁させていただきますけれども、このあたりにつきましては、3案のメリット・デメリット、それから事業規模等々を示す、情報提供ができるようになった段階で、また住民の皆さんと考える機会を持っていく必要があるかなというふうに思っております。あくまでもある程度の方向性を決めてからではいけない状況であるというふうに認識しておりますので、あくまでも3案のうち、それぞれ出てきた段階であると思います。よろしく御理解いただきたいと思えます。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 木村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

庁舎問題、最初の質問でも明確な方向づけという言葉がありましたし、今も再質問の中で、大決断をとる御発言でございましたが、今、総務課長が申しましたように、やはり何も示さない状況の中で決断はないというふうに思います。真っ暗闇の中で、右へ行くのか、左へ行くのか、おまえに任せ。勝手に行けという話では決してないというふうに思います。

今、3案、現状での建て直し、リニューアル、そして出ていく、新たに求めるという場合、その新たに求める場合もいろんな条件があると思いますので、そこら辺の情勢等も見きわめる必要も一つにはあるというふうに思います。そういったものを踏まえた上で、町としての情報提供をした上で意見をいただきながら、最終的に決断するのは私が決断をし、議会に諮っていくという形になると思います。当然現状からどこか新しいところへ出ていくという場合は、特別議決という形で議会に対して非常に重い議決をいただくこととなります。そういったことも踏まえながら、しっかり議会と、そして住民の方とも意見交換をしながら、このことについては進めていきたいというふうに思います。

昨日、大垣市が現状において用地を求めながら改修するという新聞報道がございました。こちら、どういう経緯でそういうふうになったのか、ちょっと調べておる最中でございますので、そういったものも参考にしながら、これから進めていきたいと思えますが、やはり住民にとって一番利用しやすい形、自分のためになる庁舎改築でありたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思えます。

議長（栗田利朗君） 5番 藤墳理君。

〔 5 番 藤墳理君登壇 〕

5 番（藤墳 理君） 議長のお許しをいただきましたので、ここで私のほうから 1 点、大きな施策ではありますけれども、御質問をさせていただきます。

次年度に向けた観光施策ということで、お尋ねをさせていただきます。

今、なぜこのことをお尋ねするのか。今年度において、垂井町観光所のリニューアルと、菩提山山城跡ののぼり、それから、町内数カ所の案内看板のリニューアル以外に、竹中半兵衛関連の準備を余りしていただかなかったゆえ、大変もどかしい思いが私にはありました。来年度に当初から準備をしていただくより、今年度から準備をしていただきながら、がんがんと竹中半兵衛にまつわる観光施策を打っていただきたいとの思いで質問をさせていただきます。

皆様御存じのとおり、NHKの大河ドラマ「軍師官兵衛」が来年 1 月 5 日より放映が始まります。ドラマの中で竹中半兵衛がどのように描かれるのか、私も大変楽しみにしておる一人でございます。

さて、この竹中半兵衛といえば、垂井町に居住した歴史上最も有名な人物であり、戦国時代に生きた類まれなる軍師として活躍をした武将であります。我々垂井町民にとって、誇りに思っておられる方は非常に多くおられると思います。

そこで、このドラマ放映をきっかけに、町民を挙げて、いろいろな機会を通じ、垂井町イコール竹中半兵衛をしっかりと PR しなくてはならないと思います。

そのためには、まず垂井町に訪れていただく企画を打ち出さなければいけません。垂井町だけで行うのが難しいのであれば、例えば JR さわやかウオークとのコラボ、その歩かれるコースに休憩所等を設置し、簡易的なものでも構いませんので、トイレと土産物コーナーを設けてみてはいかがでしょうか。ウオーキングをされるお客様は、このドラマの影響もあって例年よりも多くの方が訪れると考えられます。これまでも好天であれば 1,500 人から 2,000 人ほどが参加されております。JR のさわやかウオークに便乗し、垂井町を挙げてバックアップ、盛大に盛り上げてみてはいかがでしょうか。

また、ことし、三木市で行われました「軍師半兵衛と官兵衛」、4 市町の交流シンポジウムを来年度はぜひ垂井町で行っていただきたいと考えます。特に半兵衛の最期は三木市でありました。半兵衛公のお墓を地元の集落で管理をしておられます。今年度はそのお返しの意味を込めて、ぜひとも垂井町で開催をしようという声を、岩手地区を初め、多くの住民の方からお伺いしております。その折には、半兵衛ゆかりの場所を案内しながら、岩手のまち協、また商工会の方々の御協力をいただき、おもてなしの心を込めて、楽しんでいただける催しを準備しなければいけないと考えます。半兵衛汁の振る舞いや、半兵衛・官兵衛関連商品や、また垂井ブランドの販売を行うなど、来ていただいた方々に喜んで帰ってもらえる内容をみんなで考えていきたいと考えます。

さらに、毎年行われる各地区のお祭り、桜まつり、中山道まつり、そして町が行います垂井ピアなど、さまざまな機会を捉えて、観光協会コーナーを半兵衛イベントブースとして、町内

各地区商工会の方などの協力をいただきながら、岩手地区以外の地区においても、それぞれの祭りに訪れられた観光客にとっても魅力的な演出を期待するものであります。

今年度、垂井町商工会に観光振興委員会も立ち上がりました。その委員会においては、こうした機運を盛り上げようと、竹中半兵衛公の銅像を垂井駅前に設立したらどうかという意見が出され、現在、岩手まち協の方や、また半兵衛顕彰会の方とも協力をしながら、現在進行中でありま。

こうした試みは、垂井町の観光振興を盛り上げる、また竹中半兵衛をさらに売り込むチャンスと捉え、垂井町イコール竹中半兵衛をPRする象徴になればと、実現に向けて努力をしていますが、かねばなりません。

さらに、駅前の観光案内所にぜひとも専従の事務局員を配置し、今後、関ヶ原町との歴女を対象とした戦国連携や、県下中山道17宿との中山道宿場町連携、また大垣市との芭蕉奥の細道連携、今後、養老スマートインターチェンジ開通と、養老元号1400年祭をにらんだ養老町との観光連携、数え上げれば切りがないほどの地域連携の強化をしていくためにも、観光会事務局の充実が必要であります。

そこで、以下の質問をいたします。

まず、来年度に向けた半兵衛に特化する観光の目玉となるような企画を考えているのか。考えているのであれば、どのようなものなのか。

また、今年度、三木市で行われた4市町による交流事業を垂井町で行う考えがあるのか。

さらに、竹中半兵衛公の銅像設立についての動きに、垂井町として協力を考えるのか。

最後に、観光案内所の専従の事務職員の配置の考えがあるのか。

これら全て来年度の観光の重要な施策と考えられますので、町長と担当課長にお尋ねをいたします。

議長（栗田利朗君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 藤埴議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1つ目の半兵衛特化の観光目玉の施策の考えはということでございますが、来年、NHK大河ドラマで「軍師官兵衛」を放映され、ドラマの中で重要人物といたしまして竹中半兵衛重治公が登場し、それに合わせまして、多くの方が垂井町に訪れていただきたいと期待しております。

町といたしましてもこれを一つの契機と捉え、さらに半兵衛公をPRすべく、大のぼりの設置など、菩提山城城跡、山頂一帯の整備、また黒田官兵衛公の子供、松寿丸ゆかりの五明稲荷の周辺の整備を行ってまいりました。そのほか、町最大のイベント、ふれあい垂井ピアにおきましても戦国時代絵巻と題しまして、半兵衛公が生きた時代、戦国時代をテーマにさまざまなパフォーマンスを行い、広く町内外に半兵衛公をPRしたところでございます。

一方、地元の岩手地区におきましても、竹中半兵衛重治公顕彰会によりまして、春と秋にイベントを開催し、独自にのぼりを20本製作されるなど、地元から半兵衛公を積極的にPRされてきております。

そのほかにも、地元の皆様の御共助によりまして、ハイキングコースに新たに2コース加わりまして、町といたしましても手を加え、町民の皆様との協働により整備を進めているところでございます。

観光協会におきましても半兵衛公にまつわる勉強会を開催し、観光案内所での案内に役立てるとともに、半兵衛グッズの販売により半兵衛公の名を町内外にPRしているところでございます。

このように、町、住民、観光協会それぞれの立場で、時には協働しながら町内で機運を盛り上げまして、半兵衛公を町内外にPRしておるところでございます。

来年度につきましては、今年度まで行われてきた施策をさらに継続すべく、町といたしましても半兵衛公に特化した目玉施策までとはいきませんが、引き続き菩提山城城跡の整備など、地元岩手地区まちづくり協議会や顕彰会、また商工会、観光振興委員会、観光協会などとも連携を図りながら事業を進めてまいりたいと考えております。

2点目の、軍師二兵衛の4市町交流の事業の垂井町での開催の考えはでございますけれども、現在、岩手地区の皆様と三木市平井地区の皆様とが半兵衛公を相互に弔うということにより、民間レベルの交流を深めているところでございますが、本年7月13日に三木市において、三木城跡及び付城跡土塁の国史跡指定を祝しまして大河ドラマサミットが開催され、行政による交流の場が設けられました。今回、こういった機会を得ましたので、今後とも行政間の交流を継続していきたいと考えております。また、来年度は半兵衛公と官兵衛公、二兵衛の関係の深い市町村に垂井町へ集まっていたいただき、交流会等の開催を前向きに検討していきたいと考えております。

3つ目の半兵衛公の銅像設立への協力の考えはでございますが、今年度より商工会においても観光振興委員会が立ち上がり、商工会としても観光に力を入れていこうという姿に大変力強いものを感じております。町が観光行政を行っていくのはもちろんでございますが、観光の直接的な受益者である事業者の皆様が率先して活動していくことが一番よい形であるとは考えております。その一つとして、新たな半兵衛公の銅像を設置しようとする機運が高まれば、町といたしましても協力をさせていただきたいと考えております。行政がやらなければならないことは多々ありますが、民間がやったほうが効果的なこともございますので、それぞれの役割を果たしながら進めていければと思っております。

4つ目の観光案内所の専従職員の配置の考えはでございますが、観光案内所は本年4月1日に開所し、観光協会において運営をしております。また、平日は午前10時から午後2時まで、土日は午前9時から午後3時まで、休日の月曜日を除き、ボランティアの皆様で運営をいただいております。観光協会では機動的な組織を目指しまして、現在組織の見

直しを行っており、来年度から新しい組織体制で運営をしていきたいと考えております。新しい組織には、企画部門、宣伝部門などを設けまして、協会員みずから協会運営に携わる組織にしたいと考えております。新しい組織が軌道に乗った段階におきまして、必要ならば専従職員の配置について考えていきたいと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳 理君） 答弁いただきましたが、何とも心もとない答弁かなというふうに僕自身は感じております。なぜかという、これは例年どおりやっていけばいいんじゃないかというように感じにも見てとれないこともないような答弁であったかなというふうに思います。

実は私の友人であります、その方からけさ電話をいただきまして、この間、姫路市へ行ってきましたということで御連絡をいただいて、おい、こんなに官兵衛さんを宣伝してござるぞ。来年1月からはドラマ用のイベントブースじゃないですけど、ドラマ館をつくって、どんどんどんどん売り込もうとしてみえと。これぐらいやって人を集めようとして、やっと集まるような観光事業であります。やる気がなければ、当然集まるわけがない。どういう思いで僕がこういう質問をしているかというのを、今こそやっぱり集めていただきたい。そのために何をするのかということが非常に重要になってくるというふうに思いますので、その点について、予算だけが僕は全てだとは思いませんが、やっぱりしっかりとした心を持って、強く当たっていくという考えを持っておられるか、持っておられないかというのは町長の心意気かなというふうにも思いますので、その点について、町長にお伺いをいたします。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 藤墳議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今、姫路のドラマ館の話がございましたが、NHKの大河ドラマでよくよく取り上げられる話がございますが、その年は盛り上がるけど、あとはさっぱり閑古鳥というのが例年のパターンではないかなというふうに思います。直近では、「江」が館を建ててやっておるようでございますが、最近はあいておるのか、閉まっておるのかもさっぱりわからないような状況であるということも聞いております。

振り返って、垂井町の竹中半兵衛の取り組みですね。顕彰会の方々が銅像を建てていただいた。その折にはやはり、これは漏れ聞いた話で、はっきりした話ではございませんけれども、垂井町として半兵衛という意味ではなくて、岩手の方々がやるんだからというような形で楼門に行ったというようなことも聞いたことがございます。今、議員の質問の中に、垂井町の竹中半兵衛という力強い言葉がございました。まさに垂井町として竹中半兵衛をどう取り上げていくのかという時代に來たというふうに思います。

振り返ってみれば、私も青年活動をしておる時分に、岐阜城乗っ取りウォーク、長浜城、墨

侯城乗っ取りウオークをしたり、あるいは半兵衛のビデオを自主制作したり、さまざまな形で半兵衛の顕彰に取り組んできた経緯がございます。また、町としても、軍師サミットを開催したりという形です。これは決して単発的な事業ではなくて、ずっと続いておる状況にあります。そういった積み重ねが現在の垂井町における竹中半兵衛の位置をつくっているものというふうにも思います。

今回、確かに大きなきっかけではあると思います。そのためにいろんなことをやっていく必要はあるというふうに思いますが、その1年だけで終わるのではなくて、今後も続いていくこと、続けていくこと、このことがやはり大事ではないかなというふうに思います。

特に銅像についてでありますけれども、一つの考え方として、例えば来年60周年ということもございます。単にテレビドラマでやるから銅像を建てるということではなくて、先ほど言われました垂井町の竹中半兵衛として、垂井駅でお迎えをするんだという考えに立てば、垂井町の60周年記念の行事として考えていくことも可能ではないかな。ただ、このことは、今言いましたように、全体の機運の盛り上がり、あるいは行政が積極的に旗を振るのではなく、住民の方も一生懸命応援をしていただく。その中に初めて出てくる事業ではないかなということも思っております。

今後も決しておざなりに、今までやってきたことをやっていくというわけではなく、今までやってきたことがしっかりと半兵衛の顕彰につながっているという思いの中から、これをしっかりと発展的に進めていくという思いでございますので、そこら辺だけは十分に御理解いただきたいというふうに思います。今後もしっかりとまた努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（栗田利朗君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 議長のお許しをいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。

私は、シンクタンク、また河川管理等々の2点をお願いするものでございます。

シンクタンクでございますが、これにつきましては、政治、経済、科学技術等々、幅広い分野にわたる課題、事業の調査・研究等を行い、結果を発表したり、また解決を提示したりする研究機関のことで、頭脳集団だと表現されております。

町長も先ほどから話もでございます3期目11年、また任期はあと1年を残すことになっておると、このように思っております。この11年間の成果でございますが、同僚議員も言われております。また、主に耐震化事業、また1期目は合併問題で大変だったと思っておりますが、これといった目ぼしい事業が目映らないと、このように思っておるわけでございます。

前回は申されておりましたが、計画されておりました未着手の朝倉ドーム、また道の駅、場所の選定等も行ったわけでございますが、その後、進んでいない。町長はやめたんではないと、このようにおっしゃっておりますが、これらの問題。また、朝倉温泉問題もスタンドというよ

うな形で解決されており、これ以上前へは進んでおりません。

また、先般、新聞紙上で見ますと、国民健康保険等々におきましても、垂井町は岐阜県下でも高いほうで、6位から5番というような形で保険料も高いわけでございます。

また、このシンクタンクの件でございますが、他市町でも目につくものがあるわけでございます。商社、金融機関、また大企業のグループ会社となっている例が多いようで、企業からの依頼で経営課題、また企業の戦略等々、また専門職の立場で提案・助言などのコンサルティングサービス、企業活動のサポート等、多方面に活動する施設であると思っております。

今、ちょうど垂井町では、離山周辺に6.6ヘクタールの工業用地の計画があるわけですが、この計画にあわせて、これらの事業も視野に入れていただいて、多方面に雇用を求めているのだらと、このようにも思っております。

ちょうど私も、けさでございましたが、年末交通安全県民運動ということで、交通安全協会の立場で垂井駅等でPRしておりました。7時半の電車でございましたが、上り下り同時に垂井駅へ入ってきたわけです。そこで、下車された方が百数十人ぐらいかなと思っておるわけですが、少しでもこれら垂井駅を利用する通勤・通学者が多くなるよう願うものでございます。

また、現在、企業全体を見ますと、少しは明るいようにも見えるわけですが、先行きは非常に私は暗いのではないかと、このようにも思っておるわけでございます。これらの事業を進めるには、今後、町長を先頭に、腰をしっかり据えていただき、前へ進んでいただきたいと、このように思っております。これらについて、町長の考えをお尋ねしておきます。

2番であります。垂井町には、1級河川の相川、泥川、梅谷川等の河川がございますし、また砂防河川におきましては、境野川、柚ノ木川、御前谷川、山田川、大谷川、日守川等々、また町村河川で見ますと、梅谷の西谷川、中谷川、また表佐の中川等々、河川があるわけですが、これらの河川が垂井町の地形を担っていると思っております。垂井町の山紫水明の源であると、このように思っております。この水明を決して消してはいけません。

現在の相川等の河床を見ますと、ちょうど岩手の久保田地内、また竹屋地内、戸海地内、また下流の高田橋付近等々におきましては、立木、または竹林が生い茂っておるということで、これらの状況で川の流れが変わって、また災害の発生の源にもなってくるわけでございます。

ちょうど戸海橋の下流で右岸でございますが、ブロック等も災害でずれ落ちておるというような状況でもございます。このようなことでございますので、河床整備等もしていただきたいと思っておりますし、また砂防河川では、どの河川でもそうでございますが、つる草がいっぱいはびこっており、どこが流路か河川かわからないようなところもあるわけでございます。今の状況は、地球温暖化でゲリラ的に1時間に100ミリの雨量というようなところも多くあるわけでございます。これらのゲリラ豪雨等に遭いますと、今、山林は手入れが少ないということで、立木が倒木してしまう。また、それらが流木になり、この流木がつる草等にかかって、越水、また災害の発生のもとにもなりかねません。これらの災害防止におきましては、私は溪流

に流木どめの施設を設置していただくことが必要ではないか、このように思っております。

また、山田川におきましては、河川の断面が十分でないわけでございます。そんな形でございますので、越水することがしばしばあるわけでございますし、また護岸のブロック積みが空積みになっているというような状況の箇所もあるわけでございます。これらを練積み等々に改良していただきたい。

また、柚ノ木川の河口付近におきましては、敷の整備がしてあるのはあるんですが、勾配的なこともございまして、土砂の堆積が多いというような形で、敷の整備をお願いするものでございます。

また、各河川において、のり面、つる草等を取り除くことによって、環境美化、また自然に囲まれた快適環境になってくると思っております。これらの事業をすることにつきましては、災害の少ない安心・安全の垂井町、また5次総合計画の優しさと活気あふれる快適環境都市が見えると、このようにも思っております。

これらのことを河川管理者等々に強く要望していただくことについて、また垂井町の力が見えてくると、このようにも思っております。これらについて、町長の考えは、どう考えておられるのか、お尋ねいたします。以上です。

議長（栗田利朗君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 丹羽議員の御質問にお答えをさせていただきます。

我が町では昭和30年代から積極的に企業誘致を進めて、多くの方が垂井町に定住され、ともに垂井町内の方の新たな就業の場として効果がありました。その結果、昭和35年には約1万9,300人であった人口が今日では約2万9,000人となり、人口の増加にあわせて、住宅施策や教育の施設を初めとした公共施設の充実や都市基盤整備を進めてきました。しかし、全国的に人口減少化時代を迎え、今日、本町におきましても例外ではなく、高齢化率も上昇傾向にあります。

今回の企業誘致計画は、このような観点から、町内外の方の新たな雇用の場を提供し、生産年齢人口の増大に期待するものでございます。したがって、公害の発生するおそれのない製造業など、就業機会の増大につながる企業誘致を進めるものではございますが、議員御提案のシンクタンク機能を持った企業も視野に入れながら、誘致活動を進めていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 丹羽議員の御質問の河川管理のあり方についてに答弁をさせていただきます。

相川は、当町の市街地を流れる県管理の1級河川でございます。これまでにかなり整備がなされ、治水安全度はかなり高いものになってきております。現在は、下流部の大垣市との境界

付近の堤防かさ上げ、拡幅工事が県工事として行われております。

市街地に面する区域においては、河川の洪水敷を町が県から占用し、河川公園化して、住民の憩いの空間づくりに取り組んでいるところでございます。

しかしながら、議員御指摘のように、区域によっては草木竹が生い茂っている箇所もありまして、今後も引き続き県土木事務所にそれらの伐採、除草を要望してまいりたいと考えております。

山田川の溢水箇所についてでございますが、こちらには農業用施設である頭首工がございまして、十分な流水断面を確保することがかなり困難な状況でございます。この対策についても、県土木事務所と協議を進めながら、可能な工法を講じてまいりたいと存じます。

柚の木川については、河床、護岸は整備されているのですが、下流部の境野から泥川合流点にかけて、つる草が覆いかぶさっている状況でございます。河床などの雑草自体は、河川流下能力に大きな支障をもたらすものではございませんが、環境などの観点から除草することが望ましく、引き続きそれも県に要望をしながら、一方では、地域の方々による除草の委託作業や町で施行するなどの可能な対策を検討してまいりたいと思います。

砂防河川の上流部には、これまで土砂どめの堰堤がかなり整備をされてまいっております。流木どめの堰堤につきましては、今までのところ、梅谷川、中谷川、西谷川、柚ノ木川に合計6カ所整備をされております。現在は大滝川への整備計画が県により進められております。今後とも県土木事務所と連携を図りながら、必要な対策を進めてまいります。

これまでの河川管理は治水と利水が主でございましたが、生態系の保護とか、自然環境の整備・保全、清流の確保といった河川管理の担う領域がますます広がり、課題も多様化しております。平成23年3月に完成しました梅谷川災害復旧事業においては、川幅を広げ、土砂を除去するなどの工事とあわせまして、河畔林の保全や水の流れに変化をつけて、魚や鳥、昆虫がすみやすい川づくりを行ったところでございます。

今後も県や地域住民の協力を得ながら、環境、景観に配慮した事業推進をしてまいりたいと存じますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

シンクタンク事業についてでございますが、質問書を読む限りは、シンクタンク事業を持った企業の誘致等も考慮したらどうかということではございましたが、今の質問を聞いておりますと、今後ともインフラ整備等にしっかりと力を振るっていけと。町長のリーダーシップをさらに求めるものであると。どうしていくんやというような内容でもございましたかというふうに思いますので、その点について、少しお答えをさせていただきたいというふうに思います。

先ほども第30次地方制度調査会の答申についての中で触れましたように、これから迎える社会というのは、やはり人口減少社会、あるいは超高齢社会に向かっていく中で、今までとは違

う形の社会情勢になっていくという中であります。

ただ、人口は間違いなく全部減っていくんでありますが、その減り方にも、人口集中するような都市部においては今よりも1割減であったり、過疎地においては4割、5割減というようなことも見込まれるところがございます。どっちみち減るのであれば、少なく抑えたい。現状を維持する中で、住民の広域的な福祉というものも考えていきたい。先ほど広域連携という話もございました。もちろん広域で担っていかなければならない部分もございますが、町単独で頑張っていかなければならない部分もございます。そのためには、やはり企業誘致を行ったり、あるいはいろんな事業、施策を打つことによって、活力、活気をつくっていくことも必要かというふうに思います。

先ほど議員からは、この11年の振り返りの中でやっていない事業が列挙されました。朝倉ドームでありますとか、道の駅、温泉施設等が上げられたところがございますけれども、これはやはりその時々に応じて、どういう需要があり、必要があるのかということ、それから時代が求めるニーズというものもあろうかというふうに思います。そういったものを的確に判断しながら、財政規律、財政需要等も検討しながら、行っていかなければなりません。しかし、やはり活力を生むための努力というのも必要でございます。そのための施策というのも当然に必要になってまいりますので、その分については、しっかりとまた頑張っていきたいという思いでございます。

今後ともいろんな御意見があろうかと思いますが、しっかりとまた頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（栗田利朗君） しばらく休憩いたします。再開は1時15分といたします。

午前11時55分 休憩

午後1時15分 再開

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

2番 中村ひとみ君。

〔2番 中村ひとみ君登壇〕

2番（中村ひとみ君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず1点目、空き家対策についてお伺いいたします。

少子・高齢化と核家族化が進む中、独居高齢者がふえており、その人の死後に、その人の持ち家に住む人がいないなどの理由で空き家がふえ続けています。

平成20年の総務省統計局の調査によると、全国の空き家は757万戸で、空き家率は13.1%と過去最高の割合となりました。空き家問題については本来所有者等が解決すべきこととされます。空き家対策について相談する窓口として、建物が老朽化して壊れそうな場合は企画調整課、草が伸び放題になっている場合や不法投棄に関しては建設課、悪臭の発生など環境衛生面に関

しては住民課、草の問題で枯れ草の場合、防災上の観点からは消防課、また防犯に関しては警察というふうに相談窓口が異なります。仮に相談できても、対応できる窓口がない。これが実情です。そこで、窓口を一本化した対策はできないものか、お伺いいたします。

人が住まなくなった家は、歳月がたてば柱などが腐り、倒壊の危険度が増す上、強風が吹けば倒れた戸や屋根などが近隣に飛ぶ可能性があります。ごみの不法投棄や放火を含め、火災発生の懸念もあります。子供たちのたまり場やホームレスの出入りなど、犯罪の温床にもなりかねません。空き家の増加は、景観上の問題だけでなく、犯罪や放火の原因になることなどから、住民は日々不安を抱きながら生活しております。

空き家問題が悩ましい点は、所有者の私有財産であるため、現行の法律ではあくまで所有者の管理責任に委ねられており、近隣に迷惑状態になっていても、第三者が勝手に解体や撤去などの処分ができないところにあります。あくまで所有者による状況改善を期待するしか手の打ちようがなく、一歩踏み込んだ対処はできておりません。

子供たちが独立し、残された親が亡くなると空き家になる。全ての親族が相続を放棄し、空き家の所有者が宙に浮いている。事実上の所有者が存在しない空き家があります。

しかし、条例制定により、所有者に対して一歩踏み込んだ働きかけを行う自治体もあります。条例は、災害や老朽化による空き家の倒壊から住民の命と財産を守ることが目的とされております。このことに関しては3月議会で同僚議員が提案されておりました。その後、本町としての対応はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

また、空き家を解体する所有者に対して、解体費用の一部助成をする制度を設ける自治体もあると聞いています。本町においても、老朽化して危険な空き家の撤去費用の助成制度の創設を検討されてはいかがでしょうか。

また、和歌山県海南市では、空き家等の所有者と利用希望者を市が間に立ってマッチングを行う事業、空き家バンクを行っています。空き家、空き店舗の有効活用を通じて、定住促進による地域の活性化、地域の生活環境や景観の保全及び防犯、防災面を向上させる効果が得られるこの事業、本町においてもお取り組みができないものか、お伺いいたします。

続きまして、2点目、雑誌スポンサー制度の導入についてお伺いいたします。

国民の活字離れが進んでいると言われて久しい中、最近、多くの人に来館してもらおうと工夫を凝らしている図書館が少なくありません。例えばコンビニエンスストアと提携し、24時間いつでも図書の受け取り、返却ができるサービスを実施したり、運営自体を大手レンタル業者に委託し、年中無休でCD、DVDのレンタルや新刊書販売のコーナーを設け、併設されたカフェでコーヒーを飲みながら本を読むこともできるようにするなど、独自のアイデアで図書館の魅力を増す取り組みを実施している自治体がふえています。

このアイデアの一つに、近年、企業、団体、または個人が、図書館が所蔵する雑誌の購入代金の全部、または一部を負担し、その見返りとしてスポンサー名の掲示や広告の掲載を行うスポンサー制度があります。

現在、本町における広告事業の推進による財源の確保として、町の広報、ホームページのバナー広告にとどまらず、巡回バス広告など、多種多様な資産を活用した広告事業が展開されております。平成24年度決算において153万2,000円の収入につながっております。これもひとえに職員の方々の努力のたまものと心から感謝申し上げます。

今後も厳しい財政状況が続く中、さらに積極的な広告事業の推進による財源の確保をお願いするものであります。

このたび提案する図書館の雑誌スポンサー制度の導入については、岐阜県各務原市立図書館で取り組んでいるものであります。経費削減と雑誌コーナーの充実を目的といたしまして、雑誌の購入費を企業などに負担していただくものであります。企業などは、図書館が指定する雑誌の中から提供するものを選定し、雑誌の最新刊にかけるといって提供した企業名が表記され、裏表紙には広告を載せることができるというものであります。企業、団体の社会貢献につながることから、制度開始から3年が経過して、制度導入後、スポンサー企業が拡大されているということであり、図書館購入費の新たな財源の確保をしつつ、地元企業などのPRや町民サービスの向上にもつながる有効な施策だと考え、当町においてもこのような取り組みができないものか、お尋ねをいたします。

以上、大きく2点にわたっての一般質問を終わらせていただきます。

議長（栗田利朗君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 私どものほうから、1点目の空き家対策の中の4点ほど御質問いただいておりますので、お答えをしたいと思います。

まず初めに、垂井町の空き家の現状でございますが、この4月から12月までになりますけれども、11件の相談といたしますが、苦情が寄せられておる現状でございます。一昨年度の件数5件と比較いたしますと、既に倍以上の問い合わせ等々がございます。

内容を紹介いたしますが、例えば瓦が落ちてきて危険である。窓ガラスが割れて、防災上危険であるとか、庭に雑草が生い茂っており、管理がなされておらず、大変不衛生であるといった内容でございます。

こうした苦情ですけれども、連絡が私どもに入り次第、まずは現地調査を行いまして、場合によっては関係いたします部署と連携を図りながら、所有者の方に対して御連絡、あるいは通知をさせていただいているところでございます。

所有者が町内の方であればよろしいんですが、町内の方であれば、直接御自宅にお伺いいたしまして、空き家の状況を報告した後、指導をいたしておるところでございます。また、所有者が町外の方である場合には文書の発送で改善を求めておるところでございます。

これまで自宅を訪問しながら、あるいは文書送付によりまして問題の解決に至った事例もございますが、所有者が不明であることや、遺産相続の関係、また金銭的な問題等々によりまして、すぐさま改善されてない事例も中にはございます。幸いにいたしまして、現在、垂井町に

おきましては、悪質と言われるような空き家の所有者はございません。がしかし、これらの問題につきましては、議員も御質問にございますとおり、全国の自治体でも大変苦慮しておるところでございます。また御提言にございます空き家に関する条例の制定、それから解体費用の一部を助成する制度などの創設、そういったこともなされておりますし、加えて、空き家バンクの制度の活用等によりまして対応されているところもございます。

さらには、なかなか進まないこの問題に対応するためとして、国のレベルでは、自民党内におきまして、議員立法による法案についての議論がなされている情報もつかんでおります。内容を少し申し上げますと、いわゆる家屋を解体いたしまして、更地にした状態でも固定資産税の優遇が受けられる措置や、あるいは市町村が実態把握するために現地への立入調査を行うこと、あるいは所有者調査ができる法的権限を与えようとするものでございます。また、周辺に危害を与える可能性がある空き家の所有者に対しましては、修繕、撤去などの助言指導を、そしてまた指導に従わない場合にあっては必要な措置を勧告できるといった内容等々でございます。

さらに、岐阜県におきましては、ことしの6月の県議会の質問を受けて、去る7月22日でございますが、岐阜県の庁舎内に空き家対策庁内連絡会というものが設置されております。岐阜県全体としても、近隣市町とも十分連絡をしながら、空き家対策を講じていく必要があるんだと強く認識をいたしておるところでございます。

したがいまして、今申し上げましたようなことで、2点目、3点目でございます条例、あるいは費用の一部助成制度の創設に関しましては、十分そういった国、あるいは県の動き等々を踏まえた上で研究をしてみたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、4点目の空き家バンクについてでございますが、空き家バンクにつきましては、行政が貸したい人、売りたい人、もしくは借りたい人、買いたい人の情報を登録いたしまして、希望する条件に合えば紹介するといった制度でございます。議員さんも御存じだと思いますが、住みかえによって空き家となりました住宅を提供する仕組みとか、あるいは住宅ストックとして活用することは、議員さんも御提言の中にございましたが、地域の活性化にもつながりまして、あわせて定住人口の増加など、その意味においては大変有効ではないかということも私も認識いたしております。がしかし、垂井町の場合は、住みかえによる空き家は私どもが把握する限りでは今のところございません。連絡がございますのは、非常に老朽化した空き家ばかりでございます。とても賃貸、あるいは売買につながるような物件はないといった現状でございます。

また、この仕組みは、端的に申しますと行政は紹介するだけでございまして、あとはどうぞ、お二方で話し合ってくださいよといった内容でございます。果たしてそういった対応が、町の対応がそれだけで済まないんじゃないかと、そんなように危惧をいたしております。いわゆる不動産といえますと、一生に一度あるかないかの非常に高い売り買いをするわけでございます。

から、例えば隣地との土地の境界、あるいは測量図と現地がきちっと合っているかどうかなど、実にさまざまなノウハウにつきましては、不動産業、あるいは宅建業を営む方の知識も当然ながら必要となってまいります。したがって、行政に求められる役割とは一体全体何なのかといったこと、あるいは行政が行うべき役割について十分検証した上で、こういった対策がふさわしいかを含めて検討しなければならないと、そのように考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

最後になりましたけれども、1点目の相談窓口の一本化でございますが、議員申されましたとおり、内容によっては複数の課にまたがった対応でございますが、大変住民の皆様には御不便をおかけしておるかと思っておりますが、実際には空き家に関しましては、私どもの企画でお世話をさせていただいておるのが現状でございますので、御理解賜りたいと思っております。

今後とも複雑、あるいは多様化する行政課題の中で、行政内部の調整はもちろんでございますし、加えて地域との連携も図りながら対応をしていく必要があるのではないかと、そのように感じているところでもございます。

冒頭、今年度の通報件数を申しましたが、ここで一例を少し御紹介したいと思います。地域から得た情報により解決した事例でございますのでよろしくお願いしたいと思っておりますが、通報が入りまして、現地に赴きました。当然ながら、うちのほうは所有者を事前に調べて、現地へ向かったわけでございますが、実際にはお住まいではございませんので会うことはできません。そういったしますと、近所に見える女性の方が、ちょっと私どもから、こちらの管理をしてみえる方はどなたですかというようなお尋ねをした際に、どこどこさんが管理してみえるんですよといったような情報をつかみまして、そういったケースがございまして、後日、その空き家の対策については解決したといった事例もございました。

今申しましたように、まだまだ垂井町におきましてはそうした地域のつながりと申しましょうか、まだ残っておる地域でございますので、そうした地域のつながりの大切さを訴えていくと同時に、国・県、先ほども申しましたが、近隣市町の動向も見定めた上で、当町に合った対策を十分検証してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 生涯学習課長 竹中敏明君。

〔生涯学習課長 竹中敏明君登壇〕

生涯学習課長（竹中敏明君） 中村議員の2点目の御質問、雑誌スポンサー制度の導入についてお答えをさせていただきます。

雑誌スポンサー制度を活用している図書館は、岐阜県内で県と3市町が実施しております。岐阜県図書館、各務原市図書館、土岐市図書館、岐南町図書館の4館で、岐南町図書館が最初に導入をしております。

制度の詳細でございますが、4館共通の事項として、賛同していただいた企業や団体が図書館の指定する雑誌の中から1誌以上を選択し、その年間講読料を書店などへ支払い、雑誌を図書館へ寄贈するといった方式でございます。よって、市町へ雑誌購入代金が収入として入るの

ではなく、購入代金を負担していただく方式となります。

また、広告の方法でございますが、新刊雑誌のカバーに名称や企業概要等を添付する方式で、表紙にスポンサー名を表示し、裏表紙にスポンサーの広告を表示するものでございます。

雑誌購読料は、月刊誌や週刊誌など、発行によってまちまちでございますが、1誌当たり年間1万円から3万円前後の金額になります。また、1年以上の購読を希望としております。

岐阜県内4館のスポンサーとなっている企業や団体でございますが、岐阜県が1団体で2誌、岐南町が11団体で13誌、各務原市が10団体で32誌、土岐市が1団体で1誌の提供を受けております。

タリイピアセンター図書館では、昨年度、1日平均470人の来館者がございました。土日は600人以上の来館者になることもありました。また、雑誌コーナーに並べられた雑誌は多くの方の目にとまることから広告効果が高く、賛同者から見ても身近な広告媒体として魅力的であり、町においても有益になると思われまふ。この雑誌スポンサー制度は新たな図書館サービスのあり方であり、先進の図書館を参考に、新刊雑誌類の充実と財源確保に向けまして検討をしていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようによろしくお願いをいたします。

議長（栗田利朗君） 6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 通告に従いまして、2点お尋ねいたします。

まず第1点目は、少人数学級導入についてであります。

けさの新聞の1面に、これは切り抜きですけど、こういうふうに、いじめ最多19万件、県内703件増の3,653件の増加ということで、学校側が積極的な把握に努めた結果、それと各教育委員会が従来の把握方法を変えるなど、掘り起こしが進んだため、件数が多くなったと分析しております。

平成12年5月、文科省はいじめ、不登校、非行少年の増加など、世論の非難に対応し、新たに小・中学校の学級編制について、現行40人の基準を見直す方針を決めました。これがため、その後5年間で実質2万5,000人の教員を増員して少人数指導を進め、県の判断で非常勤講師をふやし、国庫補助の対象とするなど、各学校の創意工夫で多様な指導形態ができるよう学級編制を行いました。さらに、これまでの学級単位はそのままにしながらも、各都道府県の判断で教科学習内容に柔軟に取り組み、これまでの全国一律、画一的な教育を、地方分権にふさわしい地方の裁量権の拡大方針を打ち出しました。

例えば小学校では国語、算数、理科、中学校では英語、数学、理科の教科を20人程度の小単位でわかりやすい授業を行うよう非常勤講師を採用することができることもしました。非常勤講師をどこまでその枠を広げるかは予算の関係もありますが、今の子供は21世紀を担う国の宝であり、財源を確保する重要な課題であると思われまふ。

文科省の広報欄に、少人数学級について、次のような記載がありました。

少人数学級（35人、30人学級）の推進・教職員の定数の改善として、新学習指導要領の円滑

な実施とあり、学力が低位層にシフトするとともに、知識、技能の活用力に課題がある。新学習指導要領では、授業時数、指導内容が増加するとともに、観察・実験、論述など知識・技能の活用力を高める質の高い学習活動を目標とする。

それで、その次に、生徒指導面の課題等の複雑・多様化とあり、暴力行為、不登校、いじめなど、生徒指導面の課題が深刻化。障がいのある児童・生徒などや日本語指導が必要な児童・生徒など、特別な支援を必要とする子供が顕著に増加。

特に、教員が子供と向き合う時間を確保することが急務とありました。教員の1カ月当たり残業時間は休日も含めて約42時間。41年度から比べれば大幅に増加であります。多くの教員が授業時間の準備不足を感じているなど、十分な指導を行うことが困難な状況とされています。

少人数学級によるきめ細かな指導が必要とし、少人数学級により一人一人の理解度や興味・関心を踏まえたきめ細やかな学習指導ができる。児童・生徒の発言、発表機会がふえ、授業参加がより積極化する。教室にゆとりが生じ、さまざまな教育活動が可能になる。教員と児童・生徒との間の関係がより緊密化する。子供たちが抱える生徒指導上の課題に即した個別指導の充実が図られる。幼稚園から小学校への円滑な移行により、小1プロブレムに対応できるとあります。

特定の教育課題に対応した教職員配置改善も必要として、理数、外国語教育の充実、生徒指導、進路指導の充実、特別支援教育、日本語指導の充実、児童・生徒の心身両面の支援、食育の充実等とありました。少人数学級により子供たちに質の高い教育を保障し、我が国の成長を支える個性豊かで創造力あふれる人材を育成し、国が責任を持って教育水準を向上させることにより、教育格差を防止すると結んでいます。

そこで、少人数学級の推進、教職員定数の改善として、しかし、今の日本の現状、国際水準に届かない日本の教育環境とあります。国際的に見て、日本の学級規模は非常に大きいということです。それと、日本の小学生の5割以上、中学生の8割以上が大規模学級に在籍しているということです。教員1人当たりの児童・生徒数も、日本は国際的に見て多いということでもあります。ただ、多くの保護者は少人数学級を望んでいるともあります。

そこで、お尋ねいたします。少人数学級につきまして、第1点目、少人数学級の狙いは何か。狙いはということです。確認させていただきます。

それと2つ目、国・県・町のこれまでの流れ、方向づけ、取り組みについてお尋ねいたします。

3つ目、垂井町の現状、35人学級と40人学級の問題点についてであります。垂井町の現状は、国によりまして小学1年生まで、また県によりまして小学3年生までが35人学級となっております。すなわち小学4年生から40人学級となっております。来年度を見ますと、宮代小学校と表佐小学校の今の3年生が4年生に進級するとき、今現状2クラスであるものが1クラスに編制がえすることとなります。町で35人学級を導入して、現状の2クラス編制を保持すべきと考えますが、それをお尋ねいたします。1クラスがふえて、2クラスになるというこ

とは考えられるわけですが、2クラスを1クラスにするということについては、いろいろ問題があると思うからであります。

それと4つ目、これにつきまして、小学校4年生以上も、すなわち全学年35人学級にしてはどうかということをお尋ねするわけであります。これをもし取り入れたとしても、2クラスがふえるだけになるんじゃないかと思うわけですが、お尋ねいたします。

5つ目としましては、これをもう一つ進んで、30人学級、小学校1年生と中学1年生を30人学級にしたらどうか。既に秋田県とか山形県ではやられているということですが、これを取り入れてもクラスがそれほどふえるということではないと思います。そんなに現状と変わらないと思います。

それと、これにつきまして、少人数学級の非常勤講師、補助教員の配置、採用してはどうかということをお尋ねするわけであります。

続きまして、第2点目、これもけさの新聞に出ておって、皆さん見られたと思うんです。減反廃止、農政を転換ということで、新聞に大きな見出しで1面に出ておりました。

これには、減反廃止、農政を転換とあり、10年間で全農地の8割を大規模農家に集約して、競争力を強化とありました。最近、新聞紙上で減反廃止決定、農家の不安解消せず、小規模農家経営厳しく、新交付金等の見出しの文字が躍っています。それは、農家経営が非常事態に陥っているということの意味していると思われます。これまで農業問題が取り上げられますと、それは国の問題、国策であり、町村単位でどうにかなるものではないと思われがちでしたが、私はそう思っておりません。農家に一番かかわっているのは、国でも県でもなく、町村であるということ。だから、国や県の言いなりではなく、町村からどしどし声を上げるべき、町村独自の政策を行うべきだと思うわけであります。

そこで、これまでの農家の歩みを振り返ってみますと、ちょっと早口で読ませていただきます。

戦後、農政は深刻な食糧不足からスタートし、品質改良を初め、農地造成拡大を通して、米の増産を推し進めてきました。昭和36年、農業の近代化を理念とする農業基本法が成立し、農業の自主経営と協業の助長を柱とする農業構造改善事業が具体的な施策として実施され、本町においては、昭和48年、垂井町農業構造改善事業協議会条例を制定し、圃場整備事業に着手し、圃場整備事業が進むにつれて、構造改善事業の一環として、昭和50年から順次機械化営農組合が設立され、農業改善事業に取り組み、機械化営農集団、洋らんセンター、育苗センター等による施設型機械化農業が開始され、昭和54年には農村総合整備計画の策定、55年から農村総合整備モデルに取り組み、営農飲雑用水施設、農業集落道路、集落排水等の諸設備が行われてきました。昭和55年に農用地利用増進法が制定され、58年発表の新農業構造改善事業促進対策では、農政の基本課題として構造政策の徹底した推進により規模が大きく生産性の高い農業経営を育成し、コストの低減により内外格差の縮小を図りつつ、産業として自立し得る農業を確立させることにあるとし、長期的に農業の発展と農業所得の安定を図っていく道も確保されると

され、さらに各種の構造改善政策の推進過程を通じて、土地利用での制約が少ない施設型農業部門では、規模が大きく、生産性の高い経営が多く生まれてきました。しかし、土地利用外農業部門の稲、麦、大豆等では、農用地流動化と規模拡大は期待したほど進展せず、農業労働者の高齢化とも相まって、その経営構造は今なおもって脆弱なものとなっています。

昭和36年、農業基本法が制定され、農業者の自立を図ったが、この手厚い保護のもとで、この結果、農家はこれがため、専業農家の育成に失敗しました。そして、兼業農家が農業生産の大半を占めて、豊かになり、真の専業農家が育たないまま、現在に至ってまいりました。この間にさまざまな外部的要因によって影響を受け、農村社会は大きく変貌しました。これについての詳細は略しますが、この行き詰まった日本農業の再建をめぐって論議が深まり、平成6年には新食糧法が施行され、政府の全量買い上げ制度を廃止し、市場原理を導入しました。といっても流通の大半を占める自主流通価格に値幅制限などの政策的関与を認めたものであり、豊作が続き、平成9年に400万トン近くも余剰米が出て、米の在庫は爆発的に膨らみ、一律生産調整（減反）に追い込まれました。

いろいろと述べましたが、この経緯、こういうような状況で減反政策がとられてきたわけがあります。このように歴史をたどって、我が町においても、改善事業が複合的、総合的に進められてきましたが、結局のところ、国の政策として、今回減反廃止決定がなされようとしております。紆余曲折し、いろんな過程を経て減反政策をとられてきたわけですが、これを、一言で言えば、財政難というところに来るのではないかとも思うわけですが、こういうところに減反廃止決定、補助金の廃止を打ち出してきたわけであります。

これにつきまして、これまで、米市場開放の高波が押し寄せた今日、国は減反を半ば強制し、減反助成金を当てにしたこれまでの農業経営の見直しを進め、政府は18年度をめどに減反を廃止する方針であります。

今回の政府案は、転作を進める農家には補助金を拡充し、家畜の餌として使われる飼料用米などの生産では、収量がふえると交付単価がふえる新たな仕組みを取り入れ、休耕田を活用するなどして大規模化を進めようとする農家も収穫量増加を収入増につなげることができるとのことです。主食用米から飼料用米への転作を促す補助金は、14年度から収穫量に応じて支払う仕組みに変え、上限を5,000円ふやし、10アール当たり10万5,000円とするようであります。下限は5万5,000円ということです。

一方、これまでどおり主要食米をつくり続ける農家は減反補助金の減額で所得が減少するおそれがあるわけであります。特に収穫量の少ない小規模農家は経営がますます厳しくなるということになります。人気の高いブランド米を持たない産地や生産性の低い地域の米は競争に破れ、脱落し、その結果、耕作放棄地が激増する事態も予想されます。

正念場を迎えた21世紀の農業、そこでお尋ねいたします。

1点目、これらの事態に即応して、垂井町の農業振興の基本姿勢は何かということをお尋ねいたします。

2つ目、この困難な米づくりをめぐる、これをこれからどう克服するか、町長の所信をお伺いするところであります。

市場の開放、市場競争を高める、農地の集約、大規模化、そして転作を進める中での生産調整とコスト削減を図るということ。全ての農家がこの政策に対応できればよいのですが、適応が難しい小規模農家は、売るか貸すか、これを迫られることになると思います。結局は弱者農家の切り捨てになるのではないかと考えられます。生産調整、コスト削減のために安い労働力の外人労働者を雇用して、耕作に従事され、そして、そのできた米、転作作物を、農地を貸した人、売った人が買って食べるということにならないか。笑えるような事態が想定されるわけがあります。この政策は、一つ間違えば大変リスクが大きいと思われ、業種も内容も異なりますが、今思い出すのは、昭和48年に制定された大規模小売店舗法（大店法）を思い起こします。これの適用で、結果は我が町も同様に、小規模零細小売店は次々と廃業されてきました。駅前商店街においてはシャッター通り、我が町は本当によく頑張っておられるのでよかったわけですが、他市町村を見ると、シャッター通りとなって衰退しているところを多く見ます。

議長（栗田利朗君） 富田議員、質問の通告の範囲に従い、直ちに質問を続けてください。

6番（富田栄次君） これも入っているんですがね。よく聞いていただければと思うんですが。

そんな状況下、大店法が廃止されました。これと同様、大規模化と市場競争に乗りおくれた零細農家は廃業に追い込まれると思われ、今後、減反廃止、大規模化、市場競争の波は避けられないと思われ、同じ波でも、東日本の大津波のようにこの町の農業、農家のみ込まれる前に、零細農家を守る、町でできる最大の防波堤対策を早目に打っていただきたいと思うのです。そこで、町長の所信をお伺いするのが第2点であります。

次に、政府は、5年後の18年度をめどに、米の生産調整（減反）を廃止する方針、減反がなくなれば主食用米の生産がふえて価格が下落し、農家の収入が落ち込むおそれがあるため、主食用米からほかの転作を進める。政府は、主食用米から転作を促す補助金の配分を全て市町村の判断に任せる方針を固めたようです。2014年度から、地域の特産品を育てようとする地方自治体の裁量を広げるとのことです。それに合わせた作目を栽培した農家が有利な条件で生産し、競争力を高められるようにするのが狙いのようです。

そこで、お尋ねいたします。3つ目、町として、主食用米から転作を促す補助金をどのように配分していくのかをお尋ねいたします。

現状では、転作の補助金として、麦や大豆、ソバ、菜種、家畜の餌として使う飼料用米などの水田活用作物を栽培する全農家を対象に、国が作付面積に応じた金額を全国一律で支払っていますが、これとは別に、産地資金として、市町村が自分たちで選んだ転作作物の支給単価を決め、農家に補助金を支払っています。14年度以降は、地域によって取り組みの差の大きいソバと菜種を全国一律で支払う品目から外し、浮いたお金を産地資金から衣がえする産地交付金に充て、市町村がみずから地域の目玉とする作物を決めて、手厚く補助し、より特色のある農

業の振興策を計画できるようにすることです。例えば大豆への転作は国から補助金が一律に支給されていますが、ある町が大豆のブランド化を進めようと、さらに独自に支払う補助金を多目に配分すれば、他地域と比べて競争力が高まり、最終的に農家の収入拡大につながることを期待されることとなります。

そこで、お尋ねいたします。4つ目、我が町の地域の目玉とする転作作物、特産品は何かをお尋ねいたします。

5つ目、我が町の特徴ある農業の振興策についてもお尋ねいたします。

議長（栗田利朗君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 富田議員の第1点目の少人数学級の導入につきまして6点お尋ねがございましたので、答えさせていただきます。

第1点目の少人数学級の狙いについてでございますが、平成23年9月に文部科学省が取りまとめました公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議資料によりますと、少人数学級の導入による教育効果が示されております。例えば学級の人数が少なくなることで子供たち一人一人に目が行き届き、学習のつまずきの発見や、個々の学習進度等に応じた指導が可能となること、子供たちの発言する機会がふえ、自分の考えを発表したり、話し合ったりすることで表現力を高め、思考を深める授業づくりが可能となること、子供が抱える悩みや相談に親身に答える時間が確保できることなど、少人数学級の導入による教育効果は大きいものと考えております。

第2点目の、少人数学級の導入における国・県・町のこれまでの流れについてでございますが、国は、平成23年度から小学校1年生の学級編制の基準人数をこれまでの40人から35人となりました。小学校2年生以上については現在も40人のままとなっております。

県は、平成17年度から小学校1年生について、2学級以上の場合の学級編制基準をこれまでの40人から35人とし、平成18年度からは小学校2年生までを35人となりました。さらに、県は、平成23年度から学級数にかかわらず、小学校1年生と2年生を35人学級とし、中学校1年生も35人学級としました。そして、県は本年度から、昨年度までの学級編制基準に加え、小学校3年生を35人としたところでございます。

町といたしましても、県の学級編制基準と同様に、少人数学級の導入を進めてきたところでございます。

第3点目の、垂井町の現状及び35人学級と40人学級の問題点についてでございますが、本年度の垂井町の小・中学校における40人学級、すなわち36人以上の児童・生徒が在籍する学級は、小学校で3学級、中学校で4学級であります。その割合といたしまして、小学校全学級数の4.5%、中学校全学級数の16%となっております。

ただいま宮代小、表佐小で4年生が2学級から1学級となり、36人以上の学級となるというお話でございますが、教育委員会で行っております学校訪問等の際に、36人以上の児童・生徒

が在籍する学級における学習の様子を参観してきております。こういったところで特に問題があると感じていることは特にありませんでした。

次に、第4点目の全学年35人学級についてでございますが、現在、県の学級編制基準に沿って、小学校3年生までを35人学級で行っております。全学年35人学級にするには町が単独で教員を採用することとなり、教員の確保や研修機会、資質向上といった観点からも現状では考えておりません。今後も県の基準に沿って進めたいと考えております。

第5点目の30人学級についてでございますが、30人学級とは、全ての学級を30人で編制するというものではなく、一つの学年に在籍する児童・生徒を30人で割って学級編制するというものであります。学級編制を行う上で、30人がいわば上限となるものでございます。例えば学年の児童・生徒数が31人の場合は15人と16人の2学級となることを意味しております。30人学級の導入は、やはり町による教員の大量採用が必要となることから、これにつきましても、現状では35人学級で進めていきたいと考えております。

第6点目の、少人数学級の非常勤講師、補助教員の配置についてでございますが、これまで述べてきましたとおり、町といたしましては、県の学級編制基準に沿った学級編制を行ってまいります。しかしながら、少人数による学習効果が期待できることから、町といたしましては、県に対して、常勤講師である少人数指導加配教員等を要望し、今年度は13名を配置しております。また、県費による非常勤講師を20名、町費による非常勤講師を31名配置しております。今後も子供たち一人一人に目が行き届き、学習のつまずきの発見や個々の学習進度等に応じた指導が可能となることを目指し、常勤講師、非常勤講師の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 富田議員の2つ目の質問でございます新たな米施策についての中の5点ほど御質問がございました。お答えをさせていただきたいと思っております。

農業が、食糧生産という私たちの生活に不可欠な産業であるにもかかわらず、農業の高齢化や後継者不足などにより、食糧生産を担う就業者数は2000年から10年で33%が減少しております。残っている農家の多くが零細で、平均年齢が66歳と高齢化が進んでおります。また、耕作放棄地が増加するなど、農業をめぐる環境は極めて深刻なものになっています。

このような状況下の中、米の生産調整につきましても、5年間で段階的に廃止し、自由な作付を認めるといふ、約半世紀ぶりの米政策の大転換を迎えようとしております。

さて、当町におきましても、農家の高齢化や後継者不足という問題に直面し、これらの解決が課題と認識しております。

そこで、1点目の本町の農業振興の基本施策は何かの御質問でございますが、現在も実施しております減農薬、減化学肥料等による安全・安心、健康をテーマにした環境に配慮した農業

をさらに推し進め、高品質で消費者ニーズに即した生産体系を目指していきます。

2つ目の、困難な米づくりをめぐって、これをこれからどう克服していくかという御質問でございますが、集落営農は集落で守るを基本にしまして、町内各地域の実態に即した担い手の育成を推進し、集落営農の組織の強化を図りながら、営農組織の広域化及び機械の共同利用等により効率の高い営農を目指します。また、さらなる農地の集約を進め、収益の高い農業を推進します。

3つ目の、転作を促す補助金をどのように配分していくかの御質問でございますけれども、来年度の生産数量目標等の会議が開催されておらず、米の生産目標数量、水田活用対策の対象となる作物、産地資金の配分等、現時点では不確定な部分が多い状況ではございますけれども、産地資金の配分につきましては、今後、不破地域農業再生協議会を通じまして、関ヶ原町及び西美濃農協とも連携を密にしながら、不破地域の農産物が有利となるような配分をしていきたいと考えております。

4つ目の、町の目玉とする転作作物、特産品は何かの御質問でございます。

平成25年度の産地資金の対象作物は、ブロッコリー、カボチャ、ナス等、7品目を対象として実施しています。現在、一部地域におきまして、西美濃農協と連携して加工用タマネギの試験栽培を実施していると聞き及んでいるところでございます。また、生産調整の廃止も視野に入れた飼料用米の生産体制の確立及び流通ルートの確保等も進めているところでございます。

5つ目の、特色のある農業の振興策はという御質問でございます。

当町といたしましては、現在の土地利用型の農業に即した水田を有効に活用した適地適作を基本とし、本地域に合った品種の作物を奨励しながら、米、麦、大豆の基幹作物の品質向上はもとより、飼料用作物、野菜等々、米以外の作物も利用した産地確立を目指したいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 我々議会は事前に通告して出すことになっております。これにつきまして、私は、先ほど議長が通告に従ってというようなことを言われて、私、通告に従ったとおりやっていったつもりなんですが、逆に通告で私、町長の答弁と教育長さんの答弁を求めると書いたんですが、全く通告を聞いていただけなかったというので、何か先ほどと矛盾を感じるわけです。

それはそれとしまして、一つお尋ねいたします。

まずクラスの方針については、現実的な問題として、2クラスあったのが1クラスになるということにつきまして、授業参観等、そういったいろいろな調査の結果、別に問題ないからという御答弁もございました。何を以て問題がないかということについては、もうここで議論してもその場ではないと思いますのでやめますが、ただ、少人数学級、これは先ほどから答弁にもございましたし、私がちょっと長々とやりましたけれども、いいところづくめです。その次

に、2クラス以上のほうが1クラスよりも年度ごとに学級編制がえもできるし、いろんなメリットが多いということだと思えます。

ただ、これにつきまして、先ほど言われました教員の採用とか、その難しさ、予算的なことも言っていましたので、もうこれ以上は私もやめるかと思えます。

これにつきまして、これから先の展望について、教育長さんに一言御答弁いただけたらと思っております。

それともう一つ、非常勤講師等にもいろいろと努力されていることがよくわかりますので、それはそれで一つずつ順序よく、またこれからも進んでいくこととは思っておりますが、それにつきまして、教育長さんから一言何かあればいただきたいと思えます。

30人学級についてはちょっと無理かと思ったんですが、これについても先ほど答弁いただきましたので、これはやめておきます。

それと、先ほど、これも私、少し長く米対策についてやりましたけれども、町長さんから何の御答弁もなかったんですが、今、国がこのようにして市場開放、市場競争を高めるということで、集約化、大規模化、転作を進めるということで生産調整、コスト削減に突き進んでいきますが、それで所得倍増になっていくとか、バラ色の農家というふうになっておりますけれども、そのように御認識なのか。簡単に言えば、国追随か、弱者というものが出るとすれば、弱者救済かというようなこともあります。これについても御所見をいただきたいと思えます。

議長（栗田利朗君） 教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

教育長（渡辺眞悟君） 富田議員の再質問について答弁させていただきます。

小学校3年まで2学級で、小学校4年生になったら1学級になるということについての矛盾点とよさについて御質問いただきましたが、私自身も、できれば全部の義務教育、中3まで35人学級等になればいいなあという大きな願いは持っております。しかしながら、議員も御認識のように財政面のところもございますので、現状では県の学級編制の基準に沿って学級編制を行いながら、あとは非常勤等の講師の先生方に御努力いただきながら、子供たち一人一人を見て育てていきたいと思っております。

と申しますのは、教科によって人数が多いほうがいい場合というのもございますし、領域によって、人数が多いほうがいいという場合もあるわけです。例えば体育でいきますと、サッカー等をやる時は、十何人では審判もできない。審判ができないということはルールがわからずに、ボールを蹴り合っておるだけというふうな状況になるということもあまして、御指摘の点もございしますが、そんなように考えておりますので御理解いただければと思っております。

なお、少人数での学級による学習支援等の非常勤につきましても、子供たちの実態を十分把握しながら、精いっぱい努力していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 富田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど質問にありました5点につきましては、担当課長が申し述べたとおりで、これが町の方針であり、思いであるということをお理解いただきたいというふうに思います。

なお、米の転作、国の方針に追従していくのか、農家はバラ色の将来を描けるのかという趣旨の御質問かというふうに思いますけれども、決してバラ色というふうに思っておるわけではございませんし、農政が、単に町単独で全てカバーできる状況にはないというふうに思います。あくまで国・県の方針があり、それに沿って、地域での営農ということが大きな要素であるというふうに思います。

垂井町の農業の現状というのは、やはり兼業農家が圧倒的に多く、専業農家は数えるほどの人数でございます。限られた農地をいかに集約してやっていくか。その一つの中に、やはり集落営農というのがあると思いますし、今、その集落営農も法人化を目指し、少しでも動きやすい体制をつくっていくように、今、指導しておるところでございます。そういった形の中で、単に米をつくってもうけるだけではなくて、環境にも配慮したということも大きな意味合いがございますので、そういった部分も含めて、農業というものを守っていく必要があると思います。

現在、TPPの交渉が年内妥結が難しくなっているような状況の中で、これによる影響もこれから出てくるものと思います。先般も農林水産省の東海農政局との懇談会がございましたが、農地の取り扱いということについては、やはり国においても非常に頭を悩ませている現状がございます。現実の農家とのギャップというものも感じたところでございますけれども、とはいえ、やはりある部分集約して、まとめてやっていくということが効果的にも大きい部分がございますので、こういった国の方針等をしっかり受けながら、進めていくのが一つの方針であるというふうに思います。

先ほどから町単独でというお話がございますけれども、例えば水一つとっても、現に西濃用水の水というのは垂井町単独で確保できるものではございません。流域によって大きく影響されるものでございます。こういった地域の、流域の力というものを受けながら農業が成り立っている現状も現実にはございますので、そこら辺を踏まえた上でしっかりと対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（栗田利朗君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後2時20分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 江 上 聖 司

会議録署名議員 中 村 ひ と み

